

本日の会議に付した事件

令和３年第４回山元町議会定例会（第４日目）

令和３年１２月１０日（金）午前１０時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 提出議案の説明
- 日程第 3 議案第５７号 山元町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第５８号 山元町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第５９号 山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第６０号 山元町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第６１号 山元町町営住宅基金条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第６２号 町道路線の認定について
- 日程第 9 議案第６３号 令和３年度山元町一般会計補正予算（第５号）
- 日程第 10 議案第６４号 令和３年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）
- 日程第 11 議案第６５号 令和３年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）
- 日程第 12 議案第６６号 山元町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 2 号 米の需給対策及び令和３年度産米価下落に伴う支援策を求める意見書
- 日程第 14 委発第 3 号 山元町議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第 15 閉会中の継続調査申し出について
- 日程第 16 議員派遣の件
- 日程第 17 委員会審査期限延期の件

午前１０時００分 開 議

議 長（岩佐哲也君）ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（岩佐哲也君）日程第１．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第１２４条の規定により、２番橋元伸一君、３番岩佐秀一君を指名します。

議 長（岩佐哲也君）これから議長諸報告を行います。

議長諸報告は、お手元に配布のとおりでありますので、ご覧願います。

議長諸報告を終わります。

議 長（岩佐哲也君）日程第２．提出議案の説明を求めます。

この際、今定例会に追加で提出された議案 1 件の説明を求めます。

町長齋藤俊夫君登壇願います。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは、追加提案の説明を申し上げます。

令和 3 年第 4 回山元町議会定例会に提出いたしました追加議案の内容についてご説明申し上げます。

議案第 66 号山元町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。さきの決算審査特別委員会においてご説明申し上げましたとおり、令和 2 年度一般会計繰越明許費繰越計算書におきまして、地方債の一部に財源不足が生じることが判明いたしましたこと、改めて心からおわび申し上げます。

町といたしましても、今後、このような事態が起きないように、事務遂行に当たっては原理原則を改めて確認し、法令法規を確実に遵守するなど、再発防止のため鋭意努めてまいり所存であります。

この際、職員の管理監督者としての責任を重く受け止め、町長及び副町長の給料減額を行うため、提案するものであります。

以上、提出しております追加議案の概要についてご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議 長（岩佐哲也君）以上で追加提出議案の説明を終わります。

議 長（岩佐哲也君）日程第 3．議案第 57 号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。それでは、議案第 57 号山元町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

お手元に配布しております資料 No. 3、条例議案の概要をご覧ください。

初めに、提案理由でございますが、非常勤特別職の報酬見直しに伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

1、改正の内容について説明いたします。

今回の改正は、非常勤特別職報酬の見直しに伴い、別表を改めるものでございます。

なお、別表中、今回の改正により報酬の額が変動、増額する区分については、下の表のとおりとなっており、今回改正の対象となった委員のみを記載しております。

補足いたしますが、今回の改正となった委員報酬については、今年の第 1 回議会定例会で改正が行われた町医等の報酬を除いた委員を対象に見直しを行っております。

報酬の見直しに当たっては、県内自治体の状況や近隣自治体とのバランスも考慮し検討を行っております。

報酬の改定額については、亶理町の報酬額を参考に、10 パーセント未満の差の場合は、同額に見直し、10 パーセント以上の差については仙南、亶理地方町会の平均を参考に 15 パーセントを目安に見直しを行っております。

以上のような考えの下、表に記載されているように各種委員会の委員報酬の改定を行っております。

2 の施行期日については、令和 4 年 4 月 1 日となります。

以上が議案第 57 号の説明となります。よろしくお願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから、議案第５７号山元町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第５７号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第４．議案第５８号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。それでは、議案第５８号山元町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

お手元に配布しております資料№４、条例議案の概要をご覧ください。

初めに、提案理由でございますが、国からの通知に基づき、消防団員の出勤報酬及び費用弁償の改正を行うため提案するものであります。

１の改正内容について説明いたします。

今回の改正は、条例第１２条報酬及び第１３条の費用弁償についての改正となります。

出勤報酬については、国から示された災害時は１日当たり７時間４５分を基本とし、８，０００円を標準とすると示されており、表にありますように、災害や警戒、訓練時には現在は、１回当たり一律２，０００円としており、災害救助法に基づく出勤の場合のみ１日５，５００円と定めておりました。今回の改正では、災害救助法に関係なく、災害時の出勤の場合には、４時間以上の活動の場合は８，０００円、４時間未満の活動は４，０００円とし、その他の演習や、会議に参加した場合はこれまでどおりの２，０００円としております。

また、特別の訓練として班や団を代表して参加する訓練については現状維持の報酬単価としております。

なお、これまでの費用弁償として支給しておりましたが、国からの通知により、団員の出勤に対する対価として報酬からの支出が妥当であると示されたことから、今回併せて改正を行うものであります。

補足いたしますが、今回の報酬の見直しに当たっては、仙南亘理地方町会での検討を行うとともに、その結果を踏まえ、亘理町と最終調整を行い見直しを行っております。

４、施行期日は、令和４年４月１日となります。

以上が議案第５８号の説明となります。よろしくお願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

11番菊地康彦君。

11番（菊地康彦君）はい。この今回のですね、改正で1つ確認します。こういった報酬に関してですけれども、従来どおり振込みという、口座への振込みということによろしいんでしょうか。

総務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。今回の改正ですね、国からの通知の中で、これまでは消防団員の報酬等についてはですね、班の口座にというふうなこと、団員から委任状を取って班の口座に振込みをしておりましたが、来年の4月1日からは国からの通知に基づき、報酬、それから出動報酬についてもですね、各自の口座に振り込むというふうなことで予定しております。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。

10番（阿部 均君）はい。あのですね、ここで一番大きく変更になっているのは費用弁償から報酬に切替えという部分がございますけれども、費用弁償、我々の認識ですと、課税対象にはならないという認識を持っておりますけれども、報酬になりますと、これ税の対象になるということで、8,000円という4,000円、この辺なんですけれども、税引き後は幾らぐらいの金額になるんですか。

総務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。今回、今回といいますか、これまでもですね報酬等については一応税法上で3.06パーセント源泉というふうになっていきますんで、例えば8,000円であれば3パーセントとして計算すると大体240円ぐらいが税として控除しての振込みというふうになります。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）これで質疑を終わります。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから、議案第58号山元町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおりに決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第58号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）日程第5. 議案第59号を議題とします。

本案について説明を求めます。

税務課長（大橋邦夫君）はい、議長。それでは議案第59号山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

資料No.5、条例議案の概要をご覧ください。

提案理由でございますが、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律において、子供に係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置の導入が令和4年4月1日から施行されることに合わせ、本町独自の子育て世代のさらなる経済的負担の軽減を図るため、国民健康保険事業財政調整基金を活用した均等割減額の拡充を実施することから、所要の改正を行うため提案するものでございます。

1の改正内容ですが、子供に係る均等割軽減を図るものとし、法律改正による分は、本条例の第23条に1項を追加し、国民保険税のうち、未就学児の均等割5割軽減を規定するものです。本則では、併せて法律改正による文言の修正と引用条項の改正を行います。

本町独自分は、本条例の附則に1項を追加し、対象年齢を18歳まで拡充し、国の制度に上乘せし、10割軽減するものです。

2の施行期日等ですが、公布の日から施行し、令和4年度以降の当分の間、国民健康保険税に適用するものです。

以上で議案第59号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

8番遠藤龍之君。

8番（遠藤龍之君）はい。確認なんですけど、今、未就学児、あるいは小学生から18歳までという説明なんですけれども、簡単に言うと18歳までの子供に対して均等割額が10割減額という理解でよろしいですか。

税務課長（大橋邦夫君）はい、議長。遠藤議員のご質問のとおり、そのとおりでございます。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）これで質疑を終わります。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから、議案第59号山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第59号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）日程第6、議案第60号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。それでは議案第60号山元町国民健康保険条例の一部を

改正する条例についてご説明いたします。

配布資料№.6 条例議案の概要をご覧ください。

提案理由でございます。健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

1、改正内容については、出産育児一時金の総支給額は、出産育児一時金と産科医療補償制度掛金で構成されております。今般、産科医療補償制度の見直しにより、当該制度の掛金が引き下げとなりますが、少子化対策としての重要に鑑み総支給額を現状の42万円に維持するため、出産育児一時金の増額について改正を行うものであります。

産科医療補償制度とは、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺の子供と家族の経済的負担を補償する制度で、掛金については、山元町国民健康保険給付規則で規定しております。

表をご覧ください。

出産育児一時金の内訳は、出産育児一時金と産科医療補償制度掛金となり、改正前は一時金が40万4,000円、掛金が1万6,000円、合計は42万円であります。改正後は、一時金が4,000円増の40万8,000円、掛金が4,000円減の1万2,000円、合計は42万円で、合計額の変更はございません。

なお、掛金の減額にある補償内容総額3,000万円の変更はございません。今回の掛金の見直しは、審査要件の緩和によるものでございます。

2、施行期日等については、令和4年1月1日とし、来年1月1日以降の分娩から適用するものです。

以上、議案第60号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第60号山元町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第60号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）日程第7、議案第61号を議題とします。

本案について説明を求めます。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。議案第61号山元町町営住宅基金条例の一部を改正する条例

についてご説明申し上げます。

資料No.7、条例議案の概要をご覧ください。

提案理由であります、山元町町営住宅基金の有効活用を図り、町営住宅の適正な維持管理及び移住定住の促進による地域活性化を図るに当たり、所要の改正を行うため提案するものであります。

本町では、老朽化した既存の町営住宅136戸に加え、震災後に整備した490戸もの復興公営住宅を抱えて、飽和状態にあります。その維持管理が大きな課題となっております。そうした中で、山元町公営住宅長寿命化計画の策定や宮城復興局、東北地方整備局に対する諸課題への問題提起を進めてきた結果、町営住宅基金の使途については、住宅施策に関する一定の範囲内であれば活用可能であることを確認し、本町が抱える住宅施策に関する諸課題解決のため、町営住宅基金条例の一部改正を行うことにしたものでございます。

今回、条例の一部改正が実現することによって、前段に申し上げた町営住宅長寿命化計画に掲げる諸課題解決やこれまでの説明資料の活用方針でご説明いたしました新市街地の維持管理や、年々空室が増える傾向にある復興公営住宅への新婚、子育て世帯の入居促進を中心とした移住定住施策への基金活用が可能となり、住宅施策の課題解決に向け大きく前進することとなりますので、ご理解を賜りたいと思います。

続きまして、1、改正内容につきましては、1、題名、改正前、山元町町営住宅基金条例。改正後、山元町町営住宅及び移住定住促進基金条例。

2、設置、第1条関係、改正前、町営住宅及びその共同施設の整備、改良、修繕等に要する費用、地方債の償還。改正後、町営住宅及びその共同施設の整備、改良、修繕等に要する費用、地方債の償還に要する費用、移住定住促進施策を推進するために要する費用。

2、施行期日につきましては、公布の日となります。

3、その他、今後の基金の活用に当たっては、別紙、山元町町営住宅及び移住定住促進基金運用要綱で定め、適切な運用を図ります。

別紙をご覧ください。

山元町町営住宅及び移住定住促進基金運用要綱（案）になります。

特に対象事業について読み上げます。

第2条、町は基金条例に定める目的を達成するため、次に掲げる事業を実施するものとする。

1、町営住宅及びその共同施設の整備、改良、修繕、管理等を実施するための事業、地方債の償還に要する費用を含む。

2、復興公営住宅に継続的に入居者を確保するための事業。

3、移住定住者を呼び込み、新市街地を中心とした町の活力を保持するための事業。

概要のほうにお戻りください。

以上で議案第61号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

11番菊地康彦君。

11番（菊地康彦君）まず、この基金条例の一部を改正するに当たりまして、最も入り口でありま

す点について3件ほど、まずはですね、質疑したいと思います。

まず、この基本条例の中で、基金の活用なんですけれども、これは本当にですね、先ほど課長の説明にあったように、問題が本当はないのかですね、その点を確認いたします。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。基金の活用に関してはですね、東北地方整備局のほうから会議資料を頂いております。その会議資料というのがですね、東北6県の各県の課長さんと国が集まった住宅施策の担当課長が集まる会議の会議資料でございまして、その中で統一見解として基金の活用に向けた考え方というものをお示しした資料になります。それを頂いております。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。すみません。ただいま課長説明を若干私なりに補足をさせていただきたいというふうに思います。

今、この地方整備局から必要な会議の資料を頂戴したということでございますけれども、実は町といたしましてはですね、この復興公営住宅がいち早く供用開始をして、そしてまた、それに対する国からの補助制度による基金をですね、条例をつくって積立を開始してきたと、そういう中で、復興局長がですね、令和元年11月、2年前の11月でございますかね、お越しいただいた際に、やはり町営住宅が、住宅のですね目的外利用を含めた町の住宅政策全般についていろいろと問題提起をしてお相談を申し上げてまいりました。その後、令和2年の5月にはですね、復興局長と東北地方整備局の住宅部門の責任者である政策調整官、建政部の調整官が町のほうにお見えになりまして、このいわゆる基金に積み上がる補助金の使途については、基本的には自治体のほうで判断願いたいというふうなお話があり、その後ですね、今担当課長からご説明申し上げました国が開催したこの東北ブロックの住宅建築政策推進課長会議、これで使用した説明資料をですね、これを頂いて、その中に記載されております災害公営住宅等のストックマネジメント支援に向けた取組についてという考え方ですね、これに沿って検討を進めてきたところでございます。

ですから、一定の住宅施策に資するものであればですね、目的外使用というのはいわば合理的なですね、判断、展開になるかなというふうに考えているところでございます。

11番（菊地康彦君）はい。先ほど課長の回答にですね、根拠というものを質問しようかとは思ってんですが、町長のほうから今までの流れなり、資料の提供ということを受けて、この改正に至ったということなんで、くどうようですけれども、この改正で基金活用は全く問題ないと言い切ってよろしいんですね。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。ご案内のとおりですね、様々な施策に対する補助制度というのがあるわけございまして、一定の趣旨、目的で例えば今回の出た基金に積み上がる2つの補助制度ですね、これがあるわけございましてけれども、これは基本的に住宅施策を目的とした支援制度でございまして。ですから、その中において、一定の範囲内であれば合理性に欠けない範囲であればですね、これは問題ないというふうに捉えておりますし、先ほど申した経緯、経過の中でですね、そういうふうな協議、確認をしながら私どもとしてはそういうふうに判断をしていると、そんなことでご理解いただければというふうに思います。

11番（菊地康彦君）今の回答で問題ないということで私は理解をします。

それから2番目、2つ目になりますけれども、この改正をした後の件についてお伺い

します。

まず、家賃なんですけれども、低廉化ですね、ちょっと歯が調子悪くてちょっと申し訳ありません。はっきりした回答がここは必要じゃないかなと思うんですけれども、既存住宅から復興住宅へ入居する場合ということで説明を受けたんですけれども、再度伺います。この復興住宅へ入居した場合、既存の方がね、家賃はどのようになるんですかということです。今までと変わらないのか、何か変化があるのか、その点をお聞きます。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。実は、これまでのご説明資料の中にもありますとおりですね、今老朽化した住宅にお入りの方については、老朽化した家屋に見合った入居料となっております。いわば低廉な使用料というふうになっております。こういう方々がですね、例えば新しいところに移転された場合については、基本的には今の比較的新しい住宅での入居料が基本となるわけですが、町としては先ほど担当課長が触れたように、震災前からの町営住宅、一定の戸数、これでも類似団体に比べますと結構な住宅数を管理してきたという、それに加えて震災後に490戸も新たに加盟したということですね、非常に大きな町としての課題になります。ですから、古くなったからですね、今の古い町営住宅を現地で建て直すという一方で、この復興公営住宅490戸の場合ですね、年々世代交代で空室化が、空室が出てまいります。ですから、考え方としては古いほうを建て替えるというよりはですね、新しいところが空くわけですから、そちらのほうにやはり移転していただくと、古いほうは解体をして、移転していただくということです。1つの考え方としてはですね、やはり町のそういう対応に協力をしていただくということです。要は補償的なですね、そういう考え方を大事にする必要があるんじゃないかなというふうに考えるわけでございます。

ですから、そういう考え方を取った場合についてはですね、ご説明資料にもあるような、申し訳ありません。資料にあるというのは、今の比較的安い家賃と新しいところに入れば当然差額が生じます。その差額分をですね、この基金を活用してご支援申し上げるという考え方が議会の皆様にご理解いただけるのであれば、それは今後の大きな前進につながるんじゃないかなというふうに考えるわけでございます。

11番（菊地康彦君）はい。そうすると、今までの、理解を受ければ今までの家賃で入居が可能だと、ただ、今までの家賃だと上下水道、下水ですね、特にね、はなかったと思うので、新たな今の復興住宅は下水等が完備されていますので、その辺の負担は増えるということとで理解してよろしいんでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。今の制度からするとですね、基本的にはそういうふうにならざるを得ないというふうには思います。ただ、最終的にですね、まず基本的なその移転補償的な考えと菊地議員から確認のあった新たなところで設備がプラスされている部分等への関係、どうするかという問題についてはですね、これももし今回、この条例の改正を認めていただければ、また議会側と個別、具体にご相談を申し上げなくちゃならない。いずれ、町としてはですね、大きな方向性を条例改正でお願いするわけですが、一つ一つ補償的な問題、そのプラスアルファで設備が整った中でのプラスアルファの問題についてもですね、議会の皆さんに確認をして、こういうふうなやり方ということにならざるを得ませんので、この場でプラスアルファが幾らだというふうには、あるいはゼロになるというふうなことは軽々に申し上げられませんが、いずれ相談の協議の

対象になってくるというようなことでご理解いただければというふうに思います。

- 11番（菊地康彦君）はい。その点については優遇されるのかなと思いますが、懸念されるのは、既存の入居されているというか、復興住宅にですね、入居されている方々とのバランスもあるかと思うんですけれども、それはさておき、まず、では、その低廉化支援なんですけれども、これはどのくらいの年数、ずっと入っている間ずっとしていただけるのか、10年とか、そういったスパンなのか、そこを確認したいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。お答えいたします。まず、前段申し上げましたように、ご確認いただきましたように、家賃の差額を全額補償見合いでいいというふうな議会のご理解が得られれば、まずそういうことになりますし、あとはその運用期間をですね、どこまで持っていくべきかということは、今お入りにになっている方々の年齢等もですね、やはり加味しながら常識的な期間、範囲内ですね、議会側とご相談申し上げながら、最終的に決めてまいらなければならないというふうに考えております。

- 11番（菊地康彦君）はい。ということは、まだ具体的な構想といいますか、案は持っているのか持っていないのか、その辺があればですね、議会と将来改正が調った際には、相談するということですが、ある程度の思惑といったものはないんでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。既にご説明資料の中には、一応のこのケーススタディーとしてですね、20年間居た場合どうなるかというあくまでも1つのケーススタディーをしておりますが、それを5年にするのか、10年にするのかですね、20年にするのかというのは、これも今後の議会側とのご相談によるというふうに考えております。

- 11番（菊地康彦君）はい。まず、ここで1回区切りたいと思います。まだ皆さんの質問もあると思いますので、できたらですね、私としては入居している間ずっとそういった低廉をすべきじゃないかなと思います。

では、1回目の最後、復興住宅にですね、今後入居される方の制定後ですね、制定後、復興住宅に新規入居者があった場合の家賃はどのようになるか確認したいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。ただいまの確認は、前段、お話し申し上げた以外の方々で新規にですね、という方のケースをどう捉えるかと。これもですね、これはですね、基本的には今のこの住宅使用料の考え方からしますと、既に被災された以外の方でも入居されている、ご利用されている方がおりますから、その方とのバランスとうことに基本的にはなるのかなというふうに思います。

ただ、例えば、今回老朽化が進んでいて、解体撤去というのは、合戦原にある住宅ですね、これについてはまだ老朽化が進んでおりませんので、そういうところをご利用していただければというふうな考えもございまして、いずれその関係につきましてもですね、そういう悩ましい部分をどうするかというのがやはり先ほどお答えしましたように、大筋でのこの条例改正が頂戴できれば、その都度の中で一つ一つご相談を申し上げて、議会の皆様の考えとすり合わせながらですね、収まるところに収まるようにしていかなくならないだろうというふうには考えております。

- 11番（菊地康彦君）はい。ちょっと私もメモ書きしたのをそのまま読んでしまって、分かりにくかったと思いますが、要は、復興住宅というのは、この一部改正が調った際には、公営住宅、町営住宅というような見方になるかと思うんですけれども、そうすれば、町営住宅ですから、その規定、ルールどおりに入っていて、収入だったり、あと条件ですね、年齢とかありますよね、それにのっとってそれで家賃を決めてそのまま入ってい

ただくと。だから、今回の低廉化とか、そういったものを活用するのかどうかということとをちゃんと言えよかったですけれども、特に私は一般のその形で入居して、それでいいとは思いますが、低廉化まで考えているのかどうかということもちょっと頭にあったので、なければなくて構いませんが、その点、最後をお願いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。大変申し訳ないですが、現段階ではですね、そこまでの整備はしてなくて、先ほども触れましたように、これから具体的なケースに向けて検討を深めると、そしてまたそれを議会のほうにご相談をしながら決めていきたいと、そういうふうな段階でございます。

議 長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。

10番（阿部 均君）はい。私もですね、一番、この復興庁なりでですね、災害公営住宅の空き家なり、そのいろいろな部分の先ほども町長の答弁にもありましたが、弾力的運用なり、使用については明確に復興庁でも示されております。大きな枠組みですと7点の枠組みで地域振興策なり、高齢者対策なり、障害者なり、教育、児童福祉なり、いろいろな部分できちんと明確に示されておりますがですね、先ほど町長の答弁でありました、あと課長の答弁でもありましたが、東北整備局のその会議の中でのお話、見解、それから局長と町長がお話しになった際の目的外使用についてのその担保するというようなお話ですけれども、1つ確認したいんですが、全くその公営住宅をその空き室をですね、活用する部分は復興庁でももうきちんとマネジメントがされておまして、このような方法で活用してくださいというのが明確に示されております。しかし、今回のうちらほうのそのこの改正は、この収入の基金が元年から19年までで約91億円と、そういうふうな部分で、しかしながら支出は39億円だと、建替え費用が24億円という部分で、28億円の差額が出ると、だからそういうふうな部分で一番は、何ですか。何にも問題ないでしょう、これ。

議 長（岩佐哲也君）ちょっと暫時休憩とします。55分再開とします。暫時休憩。

午前10時47分 休 憩

午前10時55分 再 開

議 長（岩佐哲也君）休憩前に続き会議を開きます。

10番（阿部 均君）はい。同僚の菊地議員の質問でもございました。一番やっぱり我々が心配というか、危惧するのは、この条例改正によって、今後ですね、町でいろいろな施策が展開されると思いますけれども、確かに公営住宅のその地域対応などの活用策なり、そういうふうな部分については復興庁から明確に示されておりますがですね、少し本町のこの改正に当たっては、少しく心配な面が、私個人としてはあるわけであります。それで、一番は、きちんとですね、こういうふうにかう文章なり、文言で復興庁なり、整備局なり、そういうふうな関係省庁からですね、明確に示されておればですね、我々は安心するわけでありますけれども、そのこれ課長にちょっと確認したいのですが、東北整備局の先ほどの答弁ですと、会議資料の中の見解だというようなお話がございました。その見解を示す何かきちんとした文章等があるのかないかちょっと確認したいと思います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。先ほども菊地康彦議員にちょっと私からも補足させていただいた経緯もありましたので、あえて私のほうから確認をさせていただきたいと思いますが、私も令和元年度からですね、この町営住宅の目的外利用を含めた……（「町長、端的に資料があるのかないのかということでもまず返答をお願いします」の声あり）ですから、先ほど申したように、資料はあるわけでございまして、その資料は先ほど康彦議員にもお答えしたように、国としてほら、当初その想定していなかった様々な問題が時間経過している中で出てきたというふうなことで、やっぱりこれからのその災害公営住宅等のストックマネジメントをですね、円滑に取り組む必要があるというふうなことで必要な計画策定なり、政策立案に関して共通理解を図るために会議を開いて、その中でこの例えば公営住宅の周辺も含め、持続可能な地域を形成するための複合的な施設利用、これは具体的には一部の目的外使用ですね、あるいは持続可能な地域を形成する上で必要な各種施策、そして公営住宅のストックマネジメントのバランスの再検討っていうことでございますね。これは住宅政策を目的としたこの復興創生期間中に創設された自治体の基金制度の見直しを含む、これについて一定の範囲内で法令性を担保する中で判断をいただきたいというふうな、より踏み込んだ見解、方向性が示されておりますので、それに沿って一部の自治体ではいろいろ先行している動きもあつたりしますけれども、そういうことで今回改正をお願いしているというふうにご理解いただければというふうに思います。

10番（阿部 均君）はい。ただいま、町長のほうからご答弁いただきました。当然、災害公営住宅のですね、目的外使用の柔軟化、それから災害公営住宅の用途の廃止、譲渡処分の特例等ですね、それから公営住宅の地域対応活用については、復興庁から明確にこれは示されております。それは私は答弁を聞かなくても分かっております。

しかし、今回のその我々はですね、一番危惧して、心配するのは、この改正によって少しこう踏み込んだ展開になろうかと、なるのかなというような想像をする部分で、先ほどですね、その会議資料を明確にこういうふうにしていいんだという見解の資料があるということであれば、それを我々に示していただきたいんですが、議長。

議 長（岩佐哲也君）町長、公文書、公開できるかどうか。議会のほうにね、提出してほしいというあれなんです、これに対する回答を。後日ですね、今暫時休憩も入りますけれども、いずれ時間が時間ですから、示せるかどうかですね。示してほしいという要望が出ているんですが、それに対する回答。

町 長（齋藤俊夫君）はい。例えば休憩挟んでいただいて、議運のほうにお示しするというふうな……（「全員に」の声あり）

議 長（岩佐哲也君）分かりました。示すということなので、ここで暫時、1時間たちましたので、換気のために暫時休憩いたします。委員長、議運にかけますか。議運にやるのであれば30分ぐらいの時間が必要です。みんなに提供していただいて説明していただければそれで。阿部 均議員の回答に対してね、やると。

議 長（岩佐哲也君）11時15分まで暫時休憩とします。15分再開とします。

午前11時02分 休 憩

午前11時15分 再 開

議 長（岩佐哲也君）休憩前に続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君）休憩前、10番阿部 均君から、東北地方整備局からの資料を提出の要求があり、休憩中、執行部より資料を提出されました。したがって、この資料説明から入りたいと思います。町長齋藤俊夫君説明願います。

町長（齋藤俊夫君）はい。改めてご説明申し上げますが、手元に東北ブロック住宅建築政策推進課長会議資料令和2年6月3日付の資料、タイトルとして、東日本大震災の被災自治体における災害公営住宅等のストックマネジメント支援に向けた取組についてという趣旨、今後の方向性というふうな形で示されておるわけですが、休憩時間中にご確認いただいた中で、ややもするとその明確にね、記載されていないんじゃないかなんかというふうな、そういう受け止め方になる部分もあるかと思いますが、これについては、やはり先ほど来、触れてきましたこの経緯、経過がございますので、それも一度なぞりながらですね、この資料をご理解いただければというふうに思います。

なぜこういう資料が会議で配られたかということ、私どもはじめ被災地ではやはり震災から10年近くたつ中で、いろいろな問題が出てきております。そういう中で、町としてはこの一部改正について全協でもお配りしておりますこの横長の資料にも経緯、経過が、経緯が記載されておりますが、元年のこの11月に復興局長がおみえになったときに、この補助金の弾力的な利用について意見交換をしていると、そしてその後、令和2年の5月にですね、復興局長に加えて、この住宅部門の担当されている東北地方整備局の建政部調整官がおみえになって、この低廉化、低減化事業の補助の見直しについては、内容的には補助金の使途は自治体で判断願いたいという説明があり、追っつけこのお手元の6月3日付の資料というのをこういう場面でこういう説明、話をしているので、これも参考にしながら進めてもらえればと、そういう経緯、経過のある資料でございます。

ですから、ここの中で先ほど阿部議員にも一部触れさせていただいたようにですね、1の趣旨は今お話しした部分と重複いたしますので、割愛することにして、2番目の今後の方向性として、（1）から（5）まで記載されておるわけですが、各自治体から寄せられた問題を列記した中で、特にこの2のですね、（2）の後段の部分ですね、公営住宅の周辺も含め持続可能な地域を形成するための複合的な施設利用、一部の目的外使用等の検討という、そして、（5）の中段以降ですね、持続可能な地域を形成する上で必要な各種施策と公営住宅のストックですね、この我が町でいう大量に抱える住宅、これの維持管理どうするか、その辺のバランスの再検討、括弧書きとして、住宅政策目的とした復興創生期間中に創設された自治体の基金制度などの見直しを含むということでございます。

創設された見直しといいいますのは、私どもの規定については、いわゆるごくごく一般的な条例の制定にとどまっておりました。目的外とかというのは全然想定していないつもり込みになっておりましたので、そういう部分も含めてこの頂いた資料なども再確認しながらですね、住宅政策の諸課題解決に向けて一定の範囲内であれば、それはよろしいんじゃないでしょうかというふうな確認をしてきたと、そういうことでございますので、ぜひご理解を賜りたいというふうに思います。

議長（岩佐哲也君）よろしいですか。

10番（阿部 均君）はい。今町長といいますか執行部のほうから示されたこの東北整備局関連のですね、文章が出てきましたので、ある程度は理解をいたしました。当然、この災害の

いろいろな制度設計においては非常に緊急的に制度設計されたという部分で、いろいろな不具合が出てきているというのが十分に私も理解はしております。

そこで、この目的外使用なりは、非常に柔軟にこうその後復興庁のほうでもいろいろな事例を示しながら対応しているというのは十分に理解するわけであります。その中でも基金の制度見直しを含むという部分ね、5番にございます。当然制度設計の中では予見できないような状況になってきているというようなのは十分に理解した中で、私も質問しているわけでありましてけれども、ここで一番最後に必要な追加や修正といいますか、うちらほうにいろいろな部分が見解が示された後に、この辺基金等について明確に示されたことがあるのかないのか、その辺について確認したいと思います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。3のその他でその後必要な変更、変化があった場合の何か関係資料、情報が寄せられているかというようなことだと思いますが、基本的には追加はないですよ、今のところですね。今のところはないと思いますが、ある程度まとまればですね、そういうものもいずれ来る時期があるかもしれませんが、そんな段階でございます。

10番（阿部 均君）はい。まだ今の段階では現段階では、これ以上の物事はないということであります。確かにこのいろいろなやっぱり緊急のいろいろな中で、混乱した中での制度設計でありますので、不備な点がいっぱいあると、それが今出てきているというのは十分に理解をいたします。しかしながら、こう明確にね、担保されているような文章ではないんですね。見直しを含むとか、検討とかというような部分で、そこで私もやっぱり年なのか老婆心ながらですね、少し心配になるんですが、一番明確にそういうふうな部分でもしも仮に、今町で今後計画しておりますいろいろな部分の目的外使用に至った場合、当然これは完全な目的外使用だと、別な団体がありますよね、国の機関に、非常に泣く子も黙るような機関があるんですが、そういうところから指摘されるというふうなことは全くないのかどうか、確認したいと思います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。国全体としてのですね、制度関係の検査、これは当然国全体として基礎自治体も含めて補助制度に絡むものについてはあるということが前提になります。しかし、仮にあったにしても、先ほど来から申し上げておおり、せつかくのその貴重な財源を使って大変な数の復興住宅、本町のみならず、被災自治体では整備してきているわけですね。人口減少、少子化がこれは共通課題でございますのでね、その空いたものを有効活用にあ資する一定の範囲内でそれを活用させてもらうということは考え方として全然合理性に欠けるものではないというふうに確信をいたします。そうでなければ、じゃあ空き家そのままにしていちゃよろしいんですということですよ。そうすればまた別な形でというふうにもなりかねません。別な意味で必要な経費がかかってくるということになりますので、ですから、そういう問題提起も被災地から提起する中で、一定の範囲内ということで判断をされたいというふうな、そういう見解になっているというふうに理解しますので、私は何らこの考え方について合理性を欠くものではないというふうに自信と確信を持ってお答え申し上げます。

10番（阿部 均君）はい。町長は確信を持ってというお話であります。少しは町長の確信ですから、間違いのないのかなというような認識もするわけですが、そうすれば、今後、この基金の条例後にいろいろ展開する町の方向性については問題ないということですよ、町長ね。そういうことでいう理解でよろしいんですね。

ただ、条例改正で私、一番ね、引っかかっている部分がございます。それは、確かに

コンパクトシティの理念に基づいた復旧、復興を図ってきたのは事実であります。しかし、それはあくまでも復旧、復興のコンパクトシティでありまして、今後のまちづくりに関してのコンパクトシティではないという私は理解をするわけです。何に、いろいろな部分で、私一番引っかかっておるんですが、何があっても新市街地だ、つばめの杜だ、何だという文言がここ11年ぐらい出てきます。やっぱりまちづくりイコール均衡あるまちづくりという部分がこれは絶対に必要不可欠な部分だと思いますが、その辺については町長どのようにお考えなんでしょう。

町 長（齋藤俊夫君）はい。今の議員のですね、お話を受けてふと思ったのはですね、あたかも県のほうで、例の病院の再編問題ですね。これが叫ばれておりますけれども、やはり県のほうでも懸念されているのは、議員ご懸念の均衡あるというこの文字、4文字ですかね、ここだと思ふんですよ、それはそのとおりでございます。その視点はやはり県全体であれ、それぞれの自治体であれですね、そこの視点、観点は基本中の基本になろうかというふうに思います。そして、理想はいわゆる均衡という部分は隅々まで均衡が取ればこれはまさに理想だと思います。しかし、現実はなかなか病院問題にしてもしかり、うちのまちづくりにしてもしかりです。やはり1つのエリアの中でもやはり町の中心なり、核となるようなそれなりの部分を中心にして、一定の生活の利便性なり、快適性をつくる中で、それを町内全域、少しでもそういう関係に持っていくと、そういうやり方がやはり基本というかオーソドックスなやり方、考え方ではなかろうかなというふうに思います。

例えば、今まで日用品を7割近い方々が町外にお出かけになったのは、今は6割ぐらいまで町内で日用品は買物できるようになったというのも、1つの大きなポイントであろうというふうに思います。だからそういう形でできるだけ議員ご指摘のように中心部でお住まいにならないいわゆる周辺部の方々も含めて利便性、快適性を少しでもあるように、そういうふうなまちづくりを、これは継続していかなくちゃいけないというふうに考えております。

10番（阿部 均君）はい。やっぱりその辺ですね、一番はこの文言の中にも、条例の文言の中では、要綱の中かな、その中にも再度新市街地のいろいろな文言が出てきております。ただ、橋元議員の先日の一般質問の中で町長は、全体という均衡のあるといいますね、全体というような言葉を使って回答をしております。しかし、町長、どこまでも町長でいるわけではありません。条例はそのまま残ります。文言が残りますんで、文言のそういうふうなある一定の修正というのなり、加除なり、どこかにですね、やっぱりこの均衡あるなり、全体的な施策に生かすんだというような文言の挿入はできないんでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。議員の思いも分からないわけではございませんが、やはり今回の基金というのは一定の住宅政策という部分に限定される一定の範囲に限定されるものだというふうに私は捉えるわけでございます。ただ、仮に少しでも基金の有効活用ができれば、そうした部分はですね、やはり一般の財調の活用の幅も広がるわけでございますので、そういう中でこの一部改正の中以外のものについては、積極的に取り組める、そういう関係になっていくんだらうというふうに理解をしているわけでございます。ですから、そういうことでのトータルで受け止めていただき、そしてまた議会との議論、これは議事録としてしっかり残るわけでございますので、そういうことでご理解いただければよろしいのかなというふうに思います。

議 長（岩佐哲也君）そのほかに質疑。

10 番（阿部 均君）はい。ここで私やったんでは失礼に当たりますので一旦質疑は終了いたします。

議 長（岩佐哲也君）そのほか。番号言ってください。

3 番（岩佐秀一君）はい。1 件だけお聞きします。基金残高の見通しなんですけれども、令和 2 年度までの残高は分かっておりますね。情報を受けております。ただですね、この交付金がですね、最終年度を迎える令和 19 年度以降についてちょっと心配なものでお聞きします。ケースでは 1、2、3、3 つのケースでは、残高は結構な金額になっていると思いますけれども、この中でですね、確認事項等で頂いた資料の中で、既存公営住宅にですね、入居している方の仮にですね、移転、それから家賃の補償、これを 20 年まで想定しているんですよ、しかし、今現在、年齢的にもですね、65 歳だったって、今 100 歳まで生きるような状態なんですよ。そんな中で、この事業を継続するのに必要なですね、基金残高がこの令和 19 年度交付が切れた後でも必要な残高が確保できるのかどうか、事業を継続するその辺をお聞きします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。先ほどもお答えしたとおりですね、まだ試算段階でございますのでね、どこまでという部分はこれから議会との協議に委ねられるわけでございますが、今試算している期間、あるいはそれに必要な経費ですね、これについては一定の基金残高活用範囲内というようなことで十分納まる範囲内だというふうに理解をしておるところでございます。

3 番（岩佐秀一君）はい。今、先ほど言ったんですけれども、一番心配なのはですね、令和 19 年度以降の事業をですね、この辺がちょっと心配なものでですね、質問をしているんですけれども、この事業を災害公営住宅を継続していく中で、適正なね、適正な残高というのをこの目標を持っているのかどうか。この残高を町全体で早ければ単純に言えば 20 億円だら 20 億円、それを最低でも確保して事業を選別していくのか、その辺ちょっとお聞きします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。これまでのこの収支見込みについてはですね、一定程度のものが期待できるといふように押さえておりますので、現段階での収支見込みとしては何ら申し分のないものになっているというふうに思っております。

議 長（岩佐哲也君）その先の心配というか質問をされているんですが。質問はそうだったんですが、20 年以降と、その辺はどうかということなんですが。町長、いいですか。終わりですか。

8 番（遠藤龍之君）はい。今の疑問から確認していきたいと思います。やっぱり心配しているんです。この基金、財政状況とか何とかね。私、一般質問の中でも確認したんですが、ちゃんと財政シミュレーションがあるということなので、それを示してください。それも要求します。とすれば、無駄な質問、ここを出てこなくなると思うのね、そいつを見ればね。ああなるほどなるほどというね。そうすると、これの中身もこの中身もそれを示されたことによって安心すると、不安はなくなるということにつながるんで、ぜひその資料提供をお願いします。あるやつですからね。

町 長（齋藤俊夫君）はい。この見通しにつきましてはですね、これまでの全員協議会等々での横長の資料、これにケーススタディーをし、そしてまた経年変化のこのグラフをですね、お示しをし、そしてまた質問の確認事項の中にも一定の収支の内訳についても整理させ

ていただいておりますので、ぜひその範囲でご理解を賜ればというふうに思うわけでございます。

議長（岩佐哲也君）町長、財政シミュレーションがあるということなので、それを提示願いたいということなんですが、財政シミュレーションの提示はできますか。あるんでしょうから、あるのであれば提示いただきたいと思います。もし、時間が必要であればここで暫時休憩して、昼の休憩をしたいと思いますが。あるんでしょう。

議長（岩佐哲也君）じゃあここで暫時休憩とし、昼の休憩とします。再開は13時、1時とします。

午前11時39分 休憩

午後1時00分 再開

議長（岩佐哲也君）休憩前に続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君）執行部、先ほど遠藤議員から財政シミュレーションを提示してほしいということで、その資料を準備できたということで、ただ、都合によりこれは説明を全協のほうで全員のほうにさせていただきたいということで全協ということで、内部の事情があって、いろいろな部分があるものですから、全協ということで暫時休憩です。

8番（遠藤龍之君）はい。そのことについてなんですが、何で全協で開いてその中でやらなくちゃならないのかということ是非常に、そういうね、議会運営というのは非常におかしいということ伝えて、混乱を避けるということであえてですよ、従います。

議長（岩佐哲也君）分かりました。全協でと思ったんですが、一部だけの説明で再度全協でやらなければ駄目だということだね、議運、すみません。議運で最初と思ったんですが、皆さんに共通して説明しないと二重三重になってくるもんだから、全協で1回説明を受けるという決断をしましたので、よろしくご協力のほどをお願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）暫時休憩とします。再開は13時30分、1時30分再開とします。

午後1時02分 休憩

午後1時30分 再開

議長（岩佐哲也君）再開します。休憩前に続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君）休憩前、8番遠藤龍之君から財政シミュレーションについて資料の提出と説明を求められました。その件に関しまして答弁願います。

町長（齋藤俊夫君）はい。住宅基金の収支シミュレーションにつきましてはですね、先ほど全員協議会のほうで概要を説明させていただいたとおりでございまして、この場での資料の提出というような部分については控えさせていただくというようなことでご理解を賜りたいというふうに思います。

8番（遠藤龍之君）はい。結果、本会議場での資料の提供というのは拒否されたということは、このシミュレーションの内容について町民にはお知らせできないという執行部の対応であったかと思います。非常に問題があるのこれは。

あわせて、先ほど示されたシミュレーション、ちらっと見せられましたが、その中では、数字の動きだけでその中身については明確に我々は理解できない。毎年度毎年度出ていく支出額の内訳についても明確に示されないと、ここで示している数字を言うなど、大規模だし、これはいいですね、ここで示されているのは大規模修繕、その管理、起債償還、既存住宅解体費、その後にその5番目にですね、目的外のものについても記載しておりますが、この辺の中身についてはあの財政シミュレーションを見ただけでは伝わってこない、理解できない。それらも本来だと合わせて資料の提供を求めるところだったんですが、財務入り口部分財政シミュレーションで拒否されたわけですが、その分、少なくともこの事業計画については、資料、これあるはずです。

あのシミュレーションに従って、令和元年度は支出の分ここで何ぼ何ぼと、その積み上げが38億円だからその内訳の1つがこの基金の目的外事業ということになっているわけですから。まずその件について要求するものですが、そのあれに基づく事業計画、あれが資金計画になるのかや、事業計画、財政計画ね。その提供を求めます。

町 長（齋藤俊夫君）はい。シミュレーションのほうはそういうことですが、今後、この改正に伴ってですね、ご可決賜れば、一部のその目的外の使用計画ですね、これについても11月30日にお示しした資料の⑤に記載してあるとおりでございまして、今後、令和3年度から19年度まで予定されている事業関係についてはそれぞれ積み上げますと、公営住宅、復興公営住宅の入居者の確保の部分、あるいは持続可能な地域づくりですね、「（提示をしていただけたのかどうかを聞いているんです）」の声あり）シミュレーション同様の資料の取扱いにさせていただきたいと、ここに書いてある⑤の中でご理解賜ればという趣旨でございます。よろしくお願いします。

8 番（遠藤龍之君）はい。この資料も提出できないんですか。我々は何をもって判断すればいいんですか。その前に確認します。今ね、これを通していただければ、それから考えるという、先ほど来の考え方ね、それっておかしくないですか。我々はこの条例を決めることによっても、これを全部ここに示されている市街地形成に資する環境整備云々かんぬん、それを認めることになるんですよ。その辺の使途について確認しているんです。だから、人の見えないところで首振らないで、明確に言ってください。

まだまだ、いろいろその辺のね内容についてこの事業費の、もう事業費ということで示しているんですから。この部分についても、でその事業の中身がどういう中身のものなんですかというのを俺たち分からなくちゃ分からないよ。それを分かるために大体こういう計画で、一応計画はね、こういう数値を示しているんですということで、我々に示してもらわないと、その市街地形成に資する環境整備、この大くくりではね、それもね関係するのかなということで、ある程度首を縦に振る部分もあるかも分からないけれども、しかし全体を見ると、こいつはちょっと問題でねえのかやとかね、これはちょっとその目的に沿っていないんでないかとかね、ということを我々は判断しなきゃないんですよ。それでもうここで決まっているんですよ。この数字を含めて資金計画、財政シミュレーション示されているんですから。逆だな、逆でもとも言えるんだけど、その辺の整合も確認した上で、ああこれは正解だ、妥当だねというふうに思えば、これを通して、そして大いにやってくださいってなるんですよ。そういうことを確認するために必要な資料だということで、求めているんですが、この辺の個別の政策、計画とあるんですか、ないんですか、まずその確認から始めます。

町 長（齋藤俊夫君）はい。もちろん一定のものはございます。今の疑念にお答えすれば、午前中の菊地議員にお答えしたとおり、この条例化に向けて大筋の方向でこういうふうな使途、要は目的の中でというふうな大筋のご理解をいただければ、今の部分については予算化が必ず伴うわけですから、そこの中で一つ一つご議論をいただくという、いわゆる総論をご理解いただく中で各論は予算審議の中でご理解いただくという２段階になるわけでございますので、その段階で全てば掌握できなければ前に進めないという、私はそういう筋合いのものではないというふうに基本的に理解するわけでございます。そういうことで条例の下に規則とか、要綱とかですね、いろいろなものがあって、そしてまたそれをベースにして予算要求、予算編成、議会での審議という、そういう手続が一般的でございますので、その流れに沿って今条例化の部分についてのご議論をいただいているというふうなことでございます。

8 番（遠藤龍之君）はい。条例の在り方とかそんなのを今確認しているんでないです。この事業計画に沿った事業計画があるのかどうかということを確認したんですが、これまた答弁拒否をされました。おかしいです。おかしいというか、問題だということを指摘しておいて、今の町長の説明、言われたね、要綱云々、これ順番逆だと思うんだ、それはね、多分ここまで言うと考え方の違いだということになるわけだから、これ考え方の違うのをいつまでやったって平行線たどるわけだから、それは今後それにタッチしないと、でも考え方としては全くおかしいですよということを言って、町長の言うように進めていくと、何で心配なのか、一々一つ一つ確認していかなくちゃならないのかという疑問、懸念のそこにあるのは、この要綱で示してある町が対象事業を実施する場合にあっては、その事業に係る経費のうち町長が適当と認めたものについてその財源に基金を充当することができるということで、いろいろな問題があっても、最終的には町長が認めたものは事業に着手できるんです。

そして、町長が言うのは提案だよ、提案までは町長ができると、あと最初決めるのは議会です。ですから、それもみんな分かっていますので、町長はその辺のことを十分想定して、こういうね、無理な提案をしているのかなというふうな誤解にも私はそう、私ばかりでない、町民の皆さんがそういうふうに見ている方もおられるから、そういう不安を消すために一つ一つチェック機関ですからね、確認しているんです。その確認する中で、確認する上で必要な資料が一つ一つこの示されないというようなことが今ずっと続いているという中で、判断しろと迫られても、ちょっと困るなど、いろいろもう多分なんて、また言い返せば言い返すと思うので、私はここで一旦止めますが、非常に問題のある提案であるし、問題のある手法だし、問題のある対応だということを強く訴えて、それで一応とりあえずやめます。

議 長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。

2 番（橋元伸一君）はい。今、私がね、最初に聞こうと思っていた、最初に戻ってと思ってあったんですけども、今の遠藤議員も言ったように、これってこの条例のその他の一番最後にね、ちゃんとこの要綱の中で定め、適切な運用を図りますというふうな文言が入っています。その要綱案に疑問がいっぱいあります。今言った全て町長の考えでもう提案できる。ここに議会の承認を得るとか、あとは金額的なものとか、そういうものを織り込む、そしてもう一度上程し直すというような考えはないのでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。ただいま橋元議員のお尋ね、先ほどの遠藤議員とちょっと一部共通す

る部分があるわけでございますけれども、条例で大まかな方向性を定める、そして要綱とか規則の中にはほかの要綱とか規則も確認していただければ分かります、やはりその他という部分については、どこの自治体でも首長が認めるというふうなくだりは、これはポピュラーな一般的な話でございますよ。私が特定のそこに町長として記載されているというそういうつくり込みにはなっておりません。例えば、議員おっしゃるとおり、山元町だけその部分が入っているというのであれば、それは私、甘んじて受けますけれども、一般的でございますから、そして、そこで仮に例えば1事業例えば500万円の事業を予算化した場合は、これでどうでしょうかと、またこの場で議論するわけですから、全然問題ないですよ。ほかの関係も調べてそういうつくり込みの中で予算化なり、予算なり、条例の審査をしていくというそういう仕組みになっているというふうなことでございます。

2 番（橋元伸一君）はい。それはですね、提案されるまでのまず基本になる土台があります。その部分がまず市町村ごとに違うと思いますね。よその市町村は多分ちゃんとその土台がきちんと誰もが納得できるような土台になっているんでしょうね。私はその部分が透明になっていないから、今ここでそういうふうに提案したんです。私も個人的なことですけども、そういう部分ではちょっと痛い思いをした部分がありますので、よくあるのが言った言わないの世界ね、担当が代わると解釈の違い、いろいろなことがあります。だから、きちんと誰もが分かりやすいように文言として残してくださいと、それができないんですかと、先ほど自分のことを自信と確信を持ってと言いましたね、自信と確信があるんだったら文言に残すことはできると思うんですけども、それができないとはっきり今言われたので、なかなかちょっとここでというのは私もね、簡単には言えないです。

もう一つ、11月30日に出していただいた資料、これというのは大変大きな資料になります。中の数字に関してはものを申しませんが、これは絶対間違いはないと言い切れますね。これちょっとでも間違っているとすごい大きな数字の誤差が出てきますので、その部分、後になって間違っていたとか、そういうふうになってくると計算全て狂ってきますので、それがちょっと確認だけさせていただきます。

町 長（齋藤俊夫君）はい。まず、一定の精査をしながらのシミュレーションだということでご理解をいただければと。そして、前段におっしゃった自信と確信の部分については、阿部議員からのお尋ねに対して、この目的外の範囲の合理的な範囲というその捉え方についてというふうなことを申し上げたわけでございますので、今、議員が確認された部分、それはだからほかの要綱とか、規則も確認していただければ分かりますと思いますよ、何もそこだけ何かゆるゆるの表現にしている、そういうつくり込みにはなっておりませんので、誤解のないようにお願いを申し上げます。

2 番（橋元伸一君）はい。間違いはないんですね。そのことに今回答していませんので、何か言い訳はあったんですけども、ですから、その辺、間違いはないですね、その確認だけ。

町 長（齋藤俊夫君）はい。担当部署のほうで精査しながらシミュレーションをした数字だというふうに理解しておりますので、はい。

2 番（橋元伸一君）はい。このことに関しては、もう結構時間を取っていろいろ議論しているんですけども、ほかにも多分聞きたい方がいると思うので、私ももう一つだけ確認をもう1回、この場ではしておきたい。さっき言った文言で何とか、文言を少し入れても

らえないか、一番最初に菊地議員が言ったように、もともとの町営住宅に入っている方の差額、その部分もはっきり町長はさっき答えていませんよね。今後議会の皆さんの話をしてとか、承認をもらえればみたいな形で、今ここではっきりこうしますという回答はなかったんですけれども、そういうのもきちんと資料でも何でもいいです。数字として、こういうペーパーの中に、今回は何年間はこの金額で引っ越しをしていただきます、引っ越し費用はこちらで持ちますとか、正確な数字というのはそういうのは出す気はないでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。同趣旨の話も先ほど来あったかというふうに思いますが、その点については、先ほども言ったようにもう議会というのは議事録主義でございますのでね、ここでやり取りをしたやつがやはり公文書といいますか、正式な書類になるわけでございますのでね、条例のつくり方なり、規則のつくり方で、今おっしゃったようなところまでのつくり込みというのは私は基本的にはないのかなというふうに思っております。ですから、大まかな方向性が決まれば、あとは予算化の中でご提案を申し上げるというのがこれが一般的な進め方でございます。これはここに同席している幹部職員もこれは異論のないところだろうというふうに思います、これは。そういう理解をしていただいて、そうしないとここで全て決まるわけじゃなくて、こういう考え方もあるので、いずれこの大きな方向性をご承認いただければ、次また個別具体にご相談申し上げますという、そういうステップに入ることなんですよ。

2 番（橋元伸一君）はい。この件に関しては、さっき遠藤議員に言ったのと同じですね。ですから、議論になりません。私ははっきり言いました。痛い思いもしているし、嫌な思いもしています。人を信じるって大事なことなんです、ですけども、そうならないときもあるんです。ですから、ちゃんと文書で残してほしいと、私は訴えたんですが、それは後だと、であれば、そういう中での判断をするしかないということを伝えておきます。

議 長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。

9 番（岩佐孝子君）はい。先ほど来から財政シミュレーションを出してくれとか何かという部分については、条例案の審議をする際にはですね、やはり現行条例との関係、そして財政との関係が非常に大きいわけですよ。だから、シミュレーションを出してくれというふうな話をしているんですが、全然出していただけていません。ということことからですね、先ほど来、話のあったですね、30日に出していただいた復興公営住宅への入居者の確保、何名をしていきたいのか、何年度までというのがほとんど後ろの資料とかでも既存のという部分とかでしかないので、その辺、確認をさせていただきます。

あとは、持続可能な地域づくりの部分ですが……（「1点ずつ願います」の声あり）まず1つお願いします。

議 長（岩佐哲也君）一問一答でお願いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。担当課長のほうから対応させていただきます。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。ただいまご質問のありました復興公営住宅への入居者確保の目標人数ということだったんですけども、目標人数としては定めてはおりませんが、例えば再利用世帯の入居促進ということで、子育て世帯や新婚世帯にどんどん入ってきてほしいということで、PRとか、広報資料をしていきたいと考えております。以上です。

9 番（岩佐孝子君）はい。何人かも分からぬ、目標値も設定せずに、このような金額が出てくる

というのはどういうことからなのでしょうか、町長。

町 長（齋藤俊夫君）はい。PR経費的なものについてはですね、必ずしも目標人数がなくても、それは執行可能な関係の事務事業費になろうかなというふうに捉えられるところでございます。

9 番（岩佐孝子君）はい。これはPR費だけですか、違うでしょう、実際入る人たちのも入っているんですよね。2, 160万円かな、そういうふうになったならば、2, 100、そういうふうになれば、PRだけではないんじゃないですか。その辺はどういうふうな算出をしたのか、ご回答願います。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。先ほど2, 160万円というお話がありましたが、これにつきましては、移転費用の補助として2, 160万円を計上しております。これにつきましては、あくまでも長寿命化計画、既存住宅から復興公営住宅への移転、引っ越し費用として積み上げたものになります。以上です。

9 番（岩佐孝子君）はい。そうしますと裁世帯のという部分については、どのようにお考えなのでしょうか。この辺について町長に伺います。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。裁量世帯の入居促進につきましては、先ほど町長からもご答弁いただきましたが、広告費用として年間定額ずつをですね、計上しているというような形になります。以上です。

9 番（岩佐孝子君）はい。それでは、持続可能な地域ですけれども、移住定住推進の部分なんです、これについては何件、そして何人ぐらいを増加しようとしているのか。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。この持続可能な地域づくりの中の移住定住促進事業の金額につきましては、こちらは既存のですね、子育て定住推進課のほうで進めている移住定住促進事業の特別交付金が充てられない部分の単費部分に補填するような形で考えておりますので、そちらの目標数値に向かって一体的に進めていくというものになります。以上です。

9 番（岩佐孝子君）はい。子育て定住化の部分ということなんですが、目標値があつて、この金額が出てくるわけですよ、子育て世代が何件で何人を見込み、そして、一般の方々がという風な部分があると思うんですが、その目標値に向かってというふうなことであれば、その辺についてどれくらいを見込んでいるのかお尋ねします。

議 長（岩佐哲也君）建設課、子育て課。

子育て定住推進課長（青田 浩君）はい、議長。お答えいたします。これは、毎年計上している移住定住補助金の補助金の額の算定基礎についてご紹介、大体当初予算だと8, 500万円ほどの移住定住補助金を計上しておりますが、例えば新規の住宅取得だと28件であるとか、中古の住宅取得であれば10件、民間の賃貸住宅への支援であれば四十数件の算定になっていますのでそれをトータルして移住定住補助金が八千五、六百万円の当初予算になっています。先ほど建設課長が申し上げたのが、そのうち、この8, 500万円のうち、交付税対象になっていない部分があるので、なっている部分には充てられないという考えで、なっていない部分に対してこの基金の活用を考えていきたいということでございます。以上でございます。

9 番（岩佐孝子君）はい。財政シミュレーション、先ほど見せていただいた部分でも全然私は理解できなかったんですけれども、どの辺に入っていたんでしょうか。毎年なんですけれども、どの辺にどのような形で示していたのかちょっと確認をさせてください。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。先ほどお示しいたしましたですね、町営住宅に係る収支シミュレーションの中には、今回基金で活用する全員協議会の資料でいうところの⑤の基金の目的に資する事業ということで積み上げた金額は入っておりません。あくまでもシミュレーションだけのお示ししたものでございます。

9 番（岩佐孝子君）はい。私はこの5番のね、基金のというところで確認をしているんです。この部分について一つ一つの事業別に積み上げていってこれが出てくるわけですね。だからそれが必要だということで先ほど来、同僚議員からもシミュレーション的な、個別的なものをきちんと実績報告としても出しているわけですよ、県に対しても、国に対しても、そういうことであれば、そういうことなので、予算を示すときに申請をするときには年度ごとにどこにどのようなという部分があるはずなんです、それを示していただければ結構なんです。それを示してください。資料を求めます。

町 長（齋藤俊夫君）はい。同趣旨のお話は先ほど遠藤議員からもございました。そのときについてもお答えしたとおり、その資料の関係については差し控えさせていただくというように、今何件かご確認いただいたような考え方でこの積算、見積りをしているということでございます。そして、議員、取り上げられた部分は、これはあくまでも実績の話でございまして、これは今後令和3年度以降、こういうふうな部分で毎年度少しずつ活用した場合の積み上げとしてこの期間におおむねこのぐらいになるというふうなそういうものでございます。

9 番（岩佐孝子君）はい。私言ったのは、実績はもちろんですけども、お金、予算を要求するときには、予算書を提出しなければならないんですよね、年度ごとの、総事業費がこれくらいかかるわけだから、今年度はこの部分というふうにして、申請書を提出するはずなんです、それさえもしていないということですか。できないということで、そういうことも示せないということでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。課長からお答えしてもよろしいんですけども、私のほうからあえてお話し申し上げれば、ですから、事業実績報告的なものは議員おっしゃるとおりの部分はございますけれども、これについては、例えばこれまで昨年度まで補助金を頂戴しておりますけれども、それは実績に、実績を出して、それを精算してもらう形で年度末までに国のほうから補助金を交付決定していただくという、そういう流れでございまして、これはあくまでもこれからということですから、全然そこは切り離してご理解をいただければというふうに思います。

9 番（岩佐孝子君）はい。実績は実績です。でも、予算要求するときには申請書を出さなきゃならないんじゃないですか。予算書提出の際にちゃんと計画書も提出するはずですよ。そういうふうにして提出しなければ、県でも国でも予算書を組めないんじゃないですか。ただ単に組んでいるわけではないと思います。その辺について、私は実績とは言っていないよ、予算要求もきちんとそういうのを示しているものと思ったので、思いますので、示さなきゃならないと思いますので、それを提出願いたいと思います。事業計画それぞれの。

町 長（齋藤俊夫君）はい。この家賃低廉低減の部分については、「違うよ……」の声あり）まず聞いてください。そこの部分については、実績に基づいての手続でございまして、だったらば、なお理解していただくとありがたいんですが。

議 長（岩佐哲也君）静粛に願います。

町 長（齋藤俊夫君）ここの部分はだから議会にこれからね、大筋お認めいただければ、こういう使い方も可能になってきますよということですから、別にその国のほうの手続云々かんぬんということについては今のところはございませんので。

議 長（岩佐哲也君）もういいですか、9番は。

8番（遠藤龍之君）はい。もうね今の話もね、ちゃんと事業計画を示していただければ、理解できる話なんです。ここでいろいろね、時間を食ってやり取りする必要がないんです。時間は刻々と過ぎていくんですね。そこで改めては申します。さっきの明確にね、それは示さないと、あるのにもかかわらず示さないと、議会のね、判断に必要な資料を最低でも必要な資料を提出できないという町長の考えには驚くばかりだということをまずその件については言っておきます。

引き続き、今家賃という話からね、これは新たな質問です。家賃のことについて、みんなやっぱりまだね混乱しているところがあると思うんです。私、一般質問の中でもね、明確に言ったつもりなんです、新たな入居者に対しての家賃の対策はどうかという点については、いまだに明確に示されていません。既存の住宅から移転するのは移転補助とかね、その辺についてはいかがなものか、災害公営住宅の条例ってありますか。設置条例というかね。前の既存の住宅の条例の場合には、きちんと第3条に困窮した低所得者世帯等にはあれ何て読むんだか……。そういうね、何だ、補助を明確にうたっているわけですが、その辺の対象についてはみんな復興住宅の規定ってあるんですかと、そういうの。福祉的な部分ね、明確に示されているのかどうか。多分示されていないからその部分についての明快な回答が出せないのではいるのではないかと。

あるいは既定の住宅、町営住宅条例というのが今でも存在しているのであれば、それを保障する、以下、その条例で示している人たちに対して、それのかなえられる住宅というのは存在しているのかどうか。それは今の災害公営住宅でもその対象となり得るのかどうか等々、そういった等々というかね、新たな今でもその困窮世帯というかね、本当に少しでも安いところに入りたいと、それじゃないと生活できない、それで山元町にそういう住宅があればぜひ山元町で過ごしたいという方もおられると思います。そういう人たちの受入れ場所はあるのかどうかという条件がある中で、それを保障する条件になっているのかどうか伺います。既存の町営住宅もまだ生きています。あるいは災害公営住宅で大丈夫だというんだったらば、災害公営住宅にそういう規定はありません、あるとかね、明確に示していただきながら答弁願います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。ただいまのお尋ねにつきましては、午前中の菊地議員からのお尋ねに私は明確にお答えをしたつもりでございます。基本的には老朽した人を補償的な考えで一定期間今後やるというそういう考え方が議会にお認めいただければというふうにお答えいたしました。それ以外に新たに、今みたいな形の部分については、かくかくだということで菊地議員にもお話をしました。そこの中では、今明確な形でなんかはどこにもございません。あるのは、老朽化したやつか、復興公営住宅の入居料金、この2つしかないということですよね。だから、それについては原理原則を言えば、復興公営住宅の新しいほうしか今度仮に古いほうを解体してなくすということであれば、新しいほうだけで考えざるを得ないということです。ただ、今みたいなケースがあったときどうするというのは、これからの検討として議論を深めていくということをね、しっかりお話を差し上げましたので、よろしく願いいたします。

8 番（遠藤龍之君）はい。考えは分かります。だから、そこを保障するものがあるのか。ないんですね。いやいや、なければ、ないのはおかしいということをつくらないの。だって、今でも入りたい人はいる。だけれども既存の住宅に入れられない状況でしょう。改修もしていないしね。という町の考えがあるということは、それで長期計画でも、長寿命化計画でもそこをもう解体すると、明快にそして廃止するというところが明快に示しているんです。今後どうするかというのは併せてそれはね、示さなければ、町民は不安な中でずっとそれがね、そして決まってからどうのって、そこまで待ってられない人もいるわけですね。その件については、暮らしの保障、町の行政の責任として示さなければならない課題だということで確認しているんです。

でも、今の答えで分かりました。それは今のところ考えていないということを明快に語りました。言いました。私はそういうね、条例には首を縦に振ることはできない。もう多分ね、考えの違いだと思う。どうも理解できてねえようだから、話が。だから、そういう、こういう議論ができるように、事前の説明なり、必要な資料なりをね、事前にあれして、その中でやり取りしていれば、何もね、本会議の途中で全員協議会を開かなきゃいけないとかね、そういうふうな事態は生まれないんです。ということ言って、これもこれは訴えだけで、もう議論できない状況だと思いますんで、私はそういう条例が示されていないということについては大きな問題があるということを書いて終わります。

議 長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありますか。ちょっと待って、初めての方に。

6 番（高橋眞理子君）はい。今回のこの議案の件で、今非常にいろいろな質疑が出ているわけですが、まず、9月議会で今回の議案が取り下げられたという経緯があるわけですよ。そしてその理由というのは、私の認識なんですけれども、議会のほうに十分な説明がなかったというのが取り下げられた理由だったというふうに認識しておりますけれども、町長、それでよろしいですね。まずはその点をお聞きいたします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。基本的にはそのとおりでございます。議論の過程で見えてきたのは、長寿命化計画ですね、これを策定しておりましたけれども、あるいは策定し終わった段階で1回しか説明していなくて、時間もたっておりましたのでね。やはりあの辺からこう戻ってですね、町の住宅問題を共通理解をしてもらわなくちゃいけないというふうな思いでそういう部分の説明のし直し、そして極力分かりやすいものということで、議員各位から確認、質疑等あった部分をですね、参考資料という形で整理をして目視化に努めたというふうな経緯の中で、一定の理解に執行部としては努力してきたというふうなところでございます。

6 番（高橋眞理子君）はい。それでですね、その9月議会から3か月が経緯しているという中で、この間、十分な説明がされたのでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。これは遠藤議員の一般質問と重複する確認でございますけれども、執行部としてはですからそういう9月議会をですね、クリアして12月ということで一定の期間に一定の説明を差し上げたわけでございますので、そこの中での確認事項もお話し申し上げたわけでございますから、あとはそれぞれ議員各位のその認識、理解という部分については多少の個人差があらわれるのかなというふうには思います。

議 長（岩佐哲也君）静粛に願います。

6 番（高橋眞理子君）はい。ということで、ただ十分な説明があったかといったら、十分な説明

ではなかったように私は認識しています。多分今までこれだけ多くの時間を取ってですね、質疑応答が交わされたということにも反映、それは分かると思うんですよ。そしてですね、今回の案件というものは、産経教育委員会でも取り上げられてきたということですけども、例えば、私は例えばですね、そこには所属しておりませんで、そうしますとですね、その辺の内容的なものというのは全員協議会でお示しを受けたときにしか分からないということなんですよ。そうしますとね、本当に数えるぐらいのしかご説明は受けていないと、これも私も事実だと思うんですね。そして、先ほどのその11月30日に、初めてこういう具体的なものが出されてきて、それで始めて理解しようとするわけですけども、それがたった10日前の話じゃありませんか。10日前の話で、このたった2枚の中で、私が理解しようとするのには非常にたった10日間では賛成か反対か、例えばですよ、賛成するのか反対するのかには、私は不十分で、私にとっては不十分です。

それでね、どういうことを感じるかということですが、まずは、本来であるこの山元町の町営住宅基金条例ということは、その改正後は、本来の町営住宅及びその共同施設の設備、改良、修繕等に要する費用、あるいは地方債の償還から、今度移住定住促進施策を推進するために要するための費用ということが加わりまして、その理由というのももう質疑応答の中でも、あるいは町長のご説明、この場ではよく分かりました。そういうことなのだなということとはよく分かりました。ですが、本来この町営住宅というのは、福祉住宅とも言われているというふうにも私、認識しているのですけども、言うなれば、本当に生活に困窮されている方たちが入りやすい住宅というふうにも捉えてもいいのかと思うんですね。

そうしますとね、先ほどの町長の答弁のやり取りの中で、東北ブロック住宅建築政策推進課長の会議の資料などのご説明の中で、町長がおっしゃったのは、合理性とかですね、そういう言葉もありました。あるいは均衡は大事ですけども、理想だみたいなことも、それは新市街地とほかの町の中での均衡ということにおっしゃたわけなんですけれども、ただ、私ね、それは福祉住宅に入られている皆さん、あるいは入ろうされる生活困窮されている方たちがですね、今までのそういう福祉住宅にお入りになろうとする方、その福祉というものをないがしろ、あるいは軽んじてというお考えもあるのかなというような捉え方も私はいたします。その辺の具体的なことを盛り込むということができなか、その明文化にしる何か違う形にしるですね、きちんと本当にちゃんと配慮いたしますというようなことははっきりされるということは大事なことだと思うんですけども、町長、いかがでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。ですから、その点を長寿命化計画にはもう既に基本的な方向としてうたっているわけですからね、（不規則発言あり）黙って聞いてくださいよ。何でそこで私ものがくんとなるんですみません。よろしくお願いします。

議 長（岩佐哲也君）静粛に願います。町長、続けてください。質問に答えてください。

町 長（齋藤俊夫君）はい。問題課題は整理してあるんですよ、分かりますか。それをね、解決するためには、やはり財源の裏づけというのが必要なわけじゃないですか。そこを解決するために、この基金を活用すればできますよねというお話を先ほど来からずっといいますか、これまで差し上げているわけでございます。ないがしろとか何とかじゃなくて、むしろそれを積極的に解決しなくちゃならないというふうな思いで、ただしそこまでに

行くまでには、安い今の家賃と引っ越しは、移転すれば高くなりますから一定程度ね、そこを解決しなければ駄目ですからこれで解決できますので、よろしくお願いしますという趣旨でお話を申し上げているわけです。ぜひご理解賜ればありがたいと思います。

議長（岩佐哲也君）要点絞って簡潔に願います。

6 番（高橋真理子君）はい。ですから、町長がおっしゃっていることは私、よく分かるんですよ。

町長がそういうお考えがあって、今回改正しようとしている気持ちもよく分かるんですよ。ただですね、この移住定住促進のほうにもね、結局は幅を広げましょうということですよ。ですよ。そちらのほうに重きが置かれていく可能性がどうしてもあるということが危惧されるということなんですよ。

町長（齋藤俊夫君）はい。まず、基本は、この原則として町営住宅長寿命化計画に基づくものを優先とするという、これまでの横長の説明資料の3の活用方針の中にも一番最初にそれを表記させていただいておるわけですね。それが基本になるわけでございます。うちの町としては、そういう個別具体の老朽したものを新しい住宅の関係の整理というふうになりますけれども、もう一つは、人口減少している、あるいは少子化になっているという部分ですから、やはりああいった空く公営住宅に先ほど青田課長から説明したように、移住定住施策で要している一般財源、これを若干こちらの基金を活用させていただくと、町全体として資金運用、活用が広がるというふうに理解をしていただけるとありがたいというふうに思います。

6 番（高橋真理子君）はい。ですから、今ご説明あったようなことを資料も頂きながら、ご説明を受けるというのをこの3か月の間にすべきだったと私は思っているわけです。

議長（岩佐哲也君）ここで暫時休憩としたいと思います。再開は14時30分、2時30分にします。

午後2時17分 休 憩

午後2時30分 再 開

議長（岩佐哲也君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。

8 番（遠藤龍之君）はい。家賃の件なんです、何回も質疑しているけれども、これで終わりにしますけれども、新たな人に対しての補助はあるのかということは何回も確認しているんですが、それは今の町長の答弁では、この長寿命化計画に示しているじゃないですかというね、こういう口調で言っている。示されていません。これも一般質問等々でもね、何回も確認しているんですが、そしてその長寿命化計画というものを立てて、そしてここに示しているじゃないかと言いますけれども、執行部の皆さん、この長寿命化計画を見て、どこにそういうことが示されているか分かりますか。分かる人は手を挙げてくださってはいけません。そういうこっちの受け止めではそうなんです。そしてそのことに基づいて、だからないから確認の意味でそういう新たな困窮者といいますかね、低所得者の方々を受け入れる対象補助は示されているのかということを確認しているんですが、この辺のところ、最終的に私と町長との関係の中では、それはないというふうに明確に答えた、そういうことでいいんですよと、いいよな。

議長（岩佐哲也君）新たな入居者への家賃についてということで回答願います。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。新しい入居者への家賃の補助ということなんですけれども、家賃要件につきましては、収入要件に応じてですね、金額が変わってまいりますので、それ以上の補助というのはいないんですけれども、公営住宅法の施行例のほうにはですね、どうしてもお支払いできないというような家賃払えませんよという方には、また家賃の減免制度というのがありますので、その場合はまた申請いただければ、こちらのほうでも対応できますということです。

8 番（遠藤龍之君）はい。そういうのはね、明確にちゃんとね、その根拠になるものを条例なり、要綱なりないとね、その窓口の方の一言でね、大きく運用改正というか、何改正とかってね、これまでもその件だけでなく、窓口の関係であるんです、現実にはね。そういうことを心配しますから、ちゃんと誰が見ても分かるようなものをあるのかと。それはやっぱり条例があって、規定なり、要綱、規定とかってねというのでさらなる約束を補助を明確にしているところなんだけれども、だからそういうものがあるのかということを何回も確認しているんだけれども、結果として、今現時点でそれはないんですよね、ないって言ったからもうその議論はしないけれども、私が確認を求めているのは、これまでもね、確認を求めているのはそういうことだということを訴えて、この件の家賃はね、これはやっぱりそれは絶対今すぐにつくるべきだということを訴えて。

次に、新たなというか、改めて家賃をね、新市街地形成って、いろいろ具体的に示していますが、値段もつけて、値段って、事業費もつけてね、その辺の内訳については示されていない。口頭等々で北側部分とかね、宅地造成、それもこの要綱の中でその運用にもその対象になるというふうなことは明確に示していますが、その辺もね、その辺の議論も本当はその辺の議論を進めるためにも理解するためにも、本来ならばさらにはその辺の事業計画、例えば北側の宅地造成というのはどこかで明確にしていますよね、それが事業費の中の一部を構成していると思うんですが、その辺、土地利用計画なりに、あるいは都市計画なりという中でもね、もう示されているのか、もう宅地化いいですよと、町の考えだというふうなことを経て、事業費を上げているのか、もう上げてきているんです。もう手続上、問題はないのかどうかね、そういう疑問があるんだけれども、これまで示された資料の中で、我々それも確認できません。事業計画も示されていないんだから、これも答えは要らない。こういう疑問も残っているということと。

あと具体的に数字で示した一番大きな事業費の中で、全体事業費というね、何でこいつで言ったんだかというのがいまだに分からないけれども、この金額で示されているのが建替え戸数とこの全体事業費というのは、いいのか、正解か、正確か、ってなるとこんなものでやるんですかと、だけれども、10年後の建築費とか、いろいろこういう上げるんだよ、その辺も考慮しての数字なのか。どうなんですか。この辺については聞きます。確認します。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。この建替え費用に示した全体事業費48億円につきましては、申し訳ございません。すみません。お示しました全体事業費……（不規則発言あり）

議長（岩佐哲也君）静粛に願います。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。大変申し訳ございませんでした。全体事業費につきましては、長寿命化計画策定時に算定基礎とした当時の建設費用を参考にして積み上げておりますので、将来の資材高騰等の影響については考慮しておりません。以上です。

8 番（遠藤龍之君）はい。この前の前段の部分でそれを考慮しなくても今の現時点でのこの数字でいいんですかということなんです。これで建てられるのというの。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。この金額で建設できると考えております。以上です。

8 番（遠藤龍之君）はい。この辺についても大きな疑問が残ります。本当に造られるんだかどうかね。これも疑問が解けない1つである。次に行く。

議長（岩佐哲也君）どうぞどうぞ。

8 番（遠藤龍之君）はい。また発言停止ですかや。

議長（岩佐哲也君）いやいや、そうじゃありません。時間も押していますので続けてください。

8 番（遠藤龍之君）はい。それで、この予算の流れ、予算書の中にどういうふうに（「ちょっと聞いていてください」の声あり）歳入歳出ね。ちょっとそれを確認します。

議長（岩佐哲也君）今の質問分かりますか。予算の歳入歳出についてです。趣旨分かりましたか。いいですか。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。予算書への反映ということなんですけれども、今まだ基金に積み立てている段階ですので、予算書への反映というものは何もない状況でございます。

8 番（遠藤龍之君）はい。町の金といいますかね、町民の税金ですよ。あるいは国民の税金がその部分を我々が触れなくてもいいと、チェックまでしなくても少なくとも報告があってもいいのかなというふうに思うんだけど、その年その年でですよ。初めて分かりました、きょうあそこをちらっと見せられてね、毎年こんなふうなくなっているんだってね。しかも平成二十、何だか元年からというのが平成26年からのあれだってあるとき訂正したけれども、そういう大きな金の流れがね、我々に知らされない、そういう仕組みになっている、そういう仕組みだからなってくるんだから、そもそもだから隠そう隠そうということになるのかなというところまで行くけれども、その辺がね、我々に示されなかった経緯について伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい。予算書そのものには明らかな形での記載はないというふうに思いますけれども、毎年決算審査報告するわけでございまして、その中では他の基金にに応じてということになりますので、その関係は詳細は財政課長のほうからご説明申し上げます。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。まず、低廉化の部分についてちょっと簡単にご説明いたしますと、これまで震災復興交付金のほうで措置されておりました、その中に今回の低廉化分についての補助金ということで入っております。こちらについては、概算で既に国交省のほうから一括で入ってきた分について、それを今年度幾らぐらいということで、国のほうから通知がありまして、それを受けて流用しているというような流れになっております。あと積立てについては、決算等を受けて、歳出のほうで基金を取り崩して積立てをしているというような流れになっております。以上でございます。

8 番（遠藤龍之君）はい。そういうふうな流れになっているというのは今初めて分かったんですが、それは別に説明する必要がないという執行部の考えですね。我々はそういうので見ている、確認しているんです。確かに基金残高で……、不思議なのがありましたけれども、ここの決算でね。それに対して、その将来がどうなるのかとかね、毎年こういう形で入るんだとかね、それはあんた見ている……。そういうね、だからそういう説明はしなくていいんだよね、いいですよ、それも国の見解の中で示された内容のものだということであれば、私、そういう話だということは理解はするけれども、納得しないというかね、その考えにはくみしないということになるわけなんですけれども、これまでの経緯

から見ればそういうことでよろしいんですよね。そういうふうな理解というか、受け止めでね、その金の流れ、重要な金の流れをそんな形で執行部は収めていたという、我々の理解でいいと、そういうふうになりました。受け止めました。何だかね、非常にこれも問題ということをつけ加えて、長々とどうもすみませんでした。一応終わります。私の思っていたことを。

議 長（岩佐哲也君）ほかに質疑ありませんか。

11番（菊地康彦君） 盛り上がってきたところで、ちょっとしょぼい質問で大変申し訳ないんですけども、先ほどですね、基金のですね、活用について、要綱のほうの質問が議員から行われたわけですけども、これからこの要綱についてはまだこの条例が主で、これからの作成する案内的なものなのかなと思っているんですけども、そこで、町長が第3条でこの基金充当の件については、こういう部分は当然あってしかるべきということだったんですが、ただ、ここにですね、やはりこの条文はあっても構わないと思うんですが、今後、考えるとすれば、やはり金額の制限だったり、そういったものがある程度入っていないと、何にでも活用できる、町長の後になった町長さんが、ああこれはいいとなって、何さでも使うべってなっても最終的には議会には来ますけれども、なるべくここで防波堤のような形で要綱を定めてはどうかという提案といいますか、質問なんですけれども。

議 長（岩佐哲也君）3条の件、それにちょっとつけ加える必要があるんじゃないかというようなことでの疑問です。

町 長（齋藤俊夫君）はい。検討の余地はあろうかというふうに思いますけれども、あまり一般的な形ではないんじゃないかなというふうには思います。先ほどもお答えしましたけれども、大体我々その一般的なこの文言整理、規定の仕方です。来ておりますのでですね、これだけが特殊な形で整理しているというふうにはならないのかなというふうには思います。なお、確認はしてみたいというふうには思いますけれどもね。

11番（菊地康彦君）はい。要綱を見た際にちょっと気になった点がそこであったということで、今後つくるとのことなので、十分考えもあるというようなことなんでしょうか。

それでは、もう1点、11月19日にですね、全協で資料が渡されました。その中で、改正の説明なんですけれども、A3のほうですね。これの右上に、財源の活用方法に条例の一部改正の施行日は公布日とし、令和3年度予算から基金の目的にある事業について補正予算案として計上し、財源振替を行うこととするとありますけれども、平成4年の間違いかなと思って私、読んでいたんですが、このままだとすると何かその急ぐ計画がもうあって、このようなことがあるのか、いや、何かこの制定されたら、この振替財源に何かを使おうかというような計画があつてのことなのか説明願いたいと思います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。これについてはですね、一般的に基金の目的に資する事業というのは令和3年度から19年度までの17年間というふうなですね、期間の中で、令和元年度に活用方針に沿って該当するとすれば、この程度のものなかというものは一定程度該当するものがあるというふうな捉え方でございます。

11番（菊地康彦君）はい。とすれば、取り急ぎこのためにこの条例を急ぐとか、そういうわけじゃなくて、そういった事例があれば令和3年の分も活用したいというような内容ですね。分かりました。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑ありませんか。

2 番（橋元伸一君）はい。これすごく大事なことで、しつこいようですけども、確認だけします。今、一番最初に聞いたこの要綱案、これは後で直すのではなくて、ここで今日通ってしまえば案というのがぼってんで消えて、これがそのまま生きてくるということですよ。後でここの部分をちゃんとこうしましよなんていう議会との協議とか何とかなんていうのは多分ないということだと思ふんですけども、いいですね、それで。勘違い、私も含めてここにいる人たちが採決するときに勘違いすると困りますので、確認します。

議長（岩佐哲也君）町長、よろしいですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。この要綱という案というのが、基本的にはこれまでご説明してきた一部改正のこの横長のですね、資料、これに沿って一定のこの特に活用の方針に沿ったものを列挙すればこういう列挙なり、整理の仕方があるなというふうなことでございます。ですから、これはあとは再度内部でこういうものを決裁なりで、する必要があるというふうに考えております。基本的に議会にご理解いただくのは、我々は条例までというふうな、そういう仕組みになっておりますので、こういう方向で改正をお認めいただければ、要綱についてはこういうふうな方向で整理をします。まず、基本的には先ほど菊地議員からもあった基金充当のこの表現とかですね、もう一工夫の余地はないのかというような精査はもちろんしますが、基本はこういう形で、あと執行部のほうで整理をさせていただくというのが基本的な流れだろうというふうに思っております。

2 番（橋元伸一君）はい。いや、通常の流れであれば、何でもそうなんですが、予算案とか、何々案という形で出てきて、そこで可決されればその案を消してくださいということで、そのまま通るんですよ。ということは、今言ったのちょっとおかしくないでしょうか。この概要の一番最後に大事な部分として、この適切な運用を図りますと、これを定めてね。それが今回認めてもらうのは条例だけで、ここは関係ないみたいな今言い方したんですけども、これ関係ないと、私たちもっと判断ね、困るんですけども、だからこれはないということで判断していいんですね。これからつくるんだということで。

議長（岩佐哲也君）町長、先ほど横長の資料ということでしたけれども、これは本日提供のこの資料についてこの部分なんですね、要綱というのは。こっちにもついていますが、これは本日出されているんですよ、これについて、資料7、19日に提出されているんじゃないかと、もう本日上程されたこれを言っているんですね。これは関係なく、別紙は関係ないということなのかどうかという確認です。これを決裁となると、これまで決裁になるんですよ。このままでいくと。それを確認しているんですよ、ちょっと勘違いしているんじゃないでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。今議長からお話がありましたけれども、私、先ほど横長と申し上げましたのは、これまで全員協議会のほうでお話ししてきたこういう横長の資料だという意味での横長でございまして、今議長からご指摘いただいたのは、今日条例議案の概要として、別紙としてですね、添付されているこの資料、これについてはこういう運用要綱を定めて、今後対応してまいりますというですね、一つのひな型を確認をしてもらうためにおつけをして、参考につけさせてもらったというようなことでございます。

だから、ここから大きく逸脱するような修正とかというのはまず基本的にはあり得ないというふうに御理解いただければ助かります。

2 番（橋元伸一君）はい。ということは、これはだから、ここから変わる可能性は少ないということですね。これが基本になるということですからね。さっき言ったように、菊地議員もここにこういうことを足せませんか、そうすると多分ね、それをさっきから何回もいろいろな議員が聞いたんですけれども、後でプラスになる可能性とか、なるだろうと思って採決してしまったら大間違いだということですね。

ですから、あとはなぜ聞いたかという、日にちがさっきね、菊地議員ですけれども、公布の日というふうになっているんですよ、何月何日ではないので、そうすると、これないままに公布されると、条例が通ったからということで、ないままにその運用始まってしまいますので、その確認でした。これから採決すると思うので、そのための確認です。

町 長（齋藤俊夫君）はい。ご可決いただいた日の公布というふうにしたとしてもですね、それをこの具体化、具現化するようなその整理した運用については、これは一体的な形で運用ということになりますので、可及的に速やかにいわゆる本決裁に持って行ってというふうになろうかというふうに思います。

議 長（岩佐哲也君）そのほか質疑ありませんか。

10 番（阿部 均君）はい。いろいろなやり取りの中で2点ほど確認させていただきます。先ほど執行部の答弁の中で、一般財源という言葉が出てまいりました。それで、私も一番危惧している部分なんです、いろいろな復興庁から示されているものには、全くその一般財源化、基金の一般財源化については何のお示しもございません。その中で、一般財源化して、町でいろいろな部分を財源として執行した場合、全く問題はないのかどうか、その部分を確認したいと思います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。先ほど来から確認いただいている部分でございますけれども、ほかの基金も同じでございますね。一応基金としてはプールしておきますけれども、具体的に執行するときは、そこから財源を持ってきて、いろいろなものにこう充てるわけですね。だから、今回の場合も目的の範囲内に資する限定した部分で、そこだけはこの基金から財源を使わせていただくというそういう仕組みはほかの基金運用と同じだというふうに理解していただければよろしいかというふうに思います。

10 番（阿部 均君）はい。必要なものにその都度充当すれば、問題はないということですね。そういうことであります。ただ、復興庁で示している中には当然その物事について、報告なり、申請をすれば、大臣の承認を得たものとするというような文言もあります。そういうふうな部分で一番は、もう使ってしまったから、償還なんていうことが発生しなければいいなということでもあります。そういうことは絶対にないということによろしいんですね。

町 長（齋藤俊夫君）はい。ただいまのお尋ねは、後で償還に困ることがないかというそういう趣旨でございますね。これについてもですね、これまでのこの関係について頭出しをさせていただきますと言われたと思いますが、この償還を繰上償還というのをですね、気仙沼市のほうで今年度初めにもう対応済みでございまして、6月前後の河北新報なんかにも大きくですね紹介されておりました。これはまとめて一括償還することによって、一定の利ぎやを自治体としては有利な形で償還できるという、私どもとしてはそういう事例を参考にしながら今抱えている償還金については、できるだけ早い機会にこの予算化して（不規則発言あり）……いいでしょう。

議長（岩佐哲也君）どうぞ進めてください。

町長（齋藤俊夫君）はい。早めにもう基金を活用して償還する方向で考えているというようなことでございます。

10番（阿部 均君）はい。言ったことと若干違った答弁でございます。当然あの復興公営住宅の12.5パーセントですか、その部分については償還が発生するという部分で私も理解しているわけでありましてけれども、一般財源とかをした場合、万万が一償還というような事態が発生する可能性はないのかとどうかということです。

町長（齋藤俊夫君）はい。阿部議員に、今のすみません。償還じゃなくて、返還ということですね。償還というふうなあれだったものですから、先ほどああいうお答えをしました。それは該当してしまえばそういうふうな考えになると思いますけれども、私は先ほど来申し上げているとおり、これは一定の範囲内での合理的な範囲内に資するそういう限定したものでございますので、それはしっかりと説明責任を果たすことで問題ないというふうに理解をしております。そうでないと国策でやっている復興公営住宅なり、公営住宅のですね、施策そのものが私は破綻しかねないというふうに思っておりますので、関係する部分において限定的な範囲内であればこれは何ら問題のない活用方法だというふうに思っております。

10番（阿部 均君）はい。当然先ほど頂きました東北整備局のこの文言の中にもね、自治体の基金制度の見直しを含むとありまして、当然いろいろなヒアリングなり、話し合いなり、そういうふうな場面で、その部分については一般財源化しても理解は得られるということですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。ただいま阿部議員からお尋ねのあった部分については、お見込みのとおりというふうなことでご理解をいただければと思います。

10番（阿部 均君）はい。そのほかですね、私、ずっと山元町の一番僻地に住んでおりますんで、非常に引かかる部分がございます。この要綱案の中のですね、移住定住呼び込み新市街地を中心とした町の活力とございます。一番引かかる部分です。同僚議員も何回も指摘しておりますけれども、この部分ですね。もう山元町、新市街地とその全く違う部分、今回のその復興のいろいろな事業の中からは組み込まれない地区との格差が物すごく広がっていると、それなのになおさらですね、この基金を活用して新市街地を中心にした活力をあるということで環境整備なりいろいろな部分にこのお金を使おうとしているんですが、その格差を埋めるというような、だからこれに本当は別な部分ね、何かこういうふうな部分でその新市街地以外はきちんとした対応策を講じてまいりますという部分があるのかどうかですね。

町長（齋藤俊夫君）はい。これにつきましてはですね、これまでのご質問、ご確認の中でも触れたところでございまして、ここの基金そのものは先ほど来からお話ししているとおり、限定された形での目的外という範囲にとどまらざるを得ませんから、しかし、ここでも基金の活用ということであれば、この一般のほうの財政調整基金ですね、これを活用した、あるいはその他の補助事業を活用した中で、ご懸念の部分については一定程度の対応が広がっていくというふうに理解していただければありがたいというふうに思います。ここで全てというわけにはいきませんので。

10番（阿部 均君）はい。今の答弁で、もう一度きちんと確約していただきたいのは、やっぱりこの新市街地とまたその今回の復興からの予算が全く反映されない地区に対して、

やっぱりバランスの取れたまちづくりといたしますか、そういうような部分、非常に重要でありますので、やっぱり今おっしゃった一般の財調をきちんと充当して、まちづくりをしていくということによろしいですね。

町 長（齋藤俊夫君）はい。基本的なですね、財政運営の方向性としてはそうしないとまさにこの均衡あるバランスのあるというそういうまちづくりにはならないというふうに思いますので、やはりそういうふうに心がけて、実践、実行をしていくことが必要になろうというふうに思っております。

議 長（岩佐哲也君）大分質疑が続いておりますが、そろそろあれしたいと思うんですが、あと何人ぐらい、今2人ぐらいですか。

1 番（伊藤貞悦君）はい。1 番伊藤です。私は今日発言しないと思っておりましたが、先ほど町長の発言の中に、正文というふうな発言がありました。正文というのは、この今日示しているのが正文なわけですね。条例の条文の正しい文を正文という表現をしているわけですね。これをこれから執行部で話し合いをして正文をつくるというふうなことではないわけですよ。今日出されているのが正文ですから、これが条例であったり、要綱であったりするわけです。新たに運用規定とか何かをつくるんだったら別ですが、今日我々が話していることはこの中には一切含まれないわけです。ですので、私はそのところだけは確認しておきたいと思います。そうでないと、今日採決をしても何にも意味がない。時間をかけてきてもね。ですので、今日提案されているこの語句で、この条例が制定されて、通って生きてくるわけです。ですので、先ほども話ありました施行期日、公布の日から予算もこの条例も全て生きてくるわけです。

例えば1月1日にこれが公布されれば、1月2日から予算づけをして、予算を使うことも可能なわけですから、そういうふうな条文を今すぐになっているわけです。ですので、これから新たに正文をつくるというふうな段階ではないんだというふうなことだけは私理解をしているわけですが、それで間違いないのかどうか確認します。

町 長（齋藤俊夫君）はい。先ほどもお尋ねに対する私のですね、理解、説明としてはですね、あくまでも今回お願いしているのは条例議案の概要でございます。議会にお諮りをして、ご理解を得るのは、条例までというのが今の議会と執行部の基本的な関係があるというふうなことでございます。ただ、やはりこういう条例改正したときに、どういうふうな運用要綱になるのか、それを見ていただくことで、少しでもご安心をいただければというふうな思いで併せてこの運用要綱案も参考に添付をさせていただいておるというふうに、そこは基本的にちょっと切り離して、いい意味で切り離していただければというふうに思います。ただ、くどいようですが、ここの要綱については、これまで常任委員会なり、全協を通じて説明してきたこの趣旨、内容を逸脱するものではございませんので、そしてまたこれを条例が仮に可決されたからといって、変更するというそういう筋合いのものではございません。ただ、ご提言いただいた部分もありますので、ちょっとこの基金充当の関係とか文言整理する部分があれば、それは可能性としてあるかもしれませんが、大筋としてはこのとおりだということでご理解いただければ大変ありがたい。

1 番（伊藤貞悦君）はい。議案第61号山元町町営住宅基金条例の一部を改正する条例は、これはこれが正文になって生きてくる、これは分かります。次のページにある要綱（案）このことも今日このように一緒に添付されているということはこれも議案として出てきて

いるわけですから、これを審査しているわけですよ。ですので、いや、これは別ですよ、今提案があったことを今後精査していきますというふうなことであれば、要綱（案）は議案として生きて、成立するのかどうかというふうな基本中の基本がまた違ってくる。直すのであれば、改正というふうな形でやらざるを得ない、それがやっぱり筋だと私は思います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。ですから、何回も同じことになりますけれども、どこの自治体におきましても、議会にお諮りして、ご可決いただくのは条例まででございますので、それ以下のものについては執行部のほうで条例の趣旨に合った形で具体の規則なり、要綱を定めるということでございます。ただ、ここにそういうものをお付けしませんでした、という要綱になるか不安だというふうなこともありだと思っておりますので、こういう形でございますよというものを参考におつけしているというふうなことでございます。要綱まで議会の議決を得なくちゃならないという、そういう全国的な対応方針であれば、もちろんそういったしますけれども、今はそういう形になっておらないというふうなことでぜひ前後関係をご理解をいただければというふうに思います。

議 長（岩佐哲也君）町長、これ確認ですけども、議案でなくて、これは説明資料ということで、これが上程議案ではないんでしょう。説明資料と。上程資料は1枚物ですね。その辺をよく説明していただいて、これは参考資料で、今後検討という形ですよという形ですね、最終。その辺を確認だけちょっと。伊藤さんが言うのはそういうことでしょうか。この決裁事項というふうに捉えての質問ですからね。その辺がどうなのかという明確に返事願います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。すみません。私がお話ししたかったのは、議長からもお話をいただいたこの議案第61号というですね、こちらの関係をお話をしておりまして、こちらの条例議案の概要というのはあくまでもこれを説明をして、分かりやすくご理解をいただくようにあえてオリジナル資料としてこの配布資料ということでNo.7をおつけしているということで、あくまでも議決いただくのはこちらのほうというふうに、これはあくまでも参考、説明資料だというふうにご理解をいただければというふうに思います。

議 長（岩佐哲也君）よろしいですか。そのほかなければ。

9 番（岩佐孝子君）はい。再確認をさせていただきます。19日に、配布された資料の中にですね、今日の資料の中の5番の中にもあります持続可能な地域づくりの中の市街地形成に資する環境整備のところですね。この辺の積み上げがですね、7億円ですね。7億350万円というふうな形で出ていますけれども、これはどの辺の積み上げなのか、確認をさせていただきたいと思えます。市街地形成に資する環境整備ということで、例えばですね、宅地化が期待できる区域においてということで、県道山下停車場線沿線というふうなのがあります。そしてまた、道路ネットワークを整備することによりというふうなことがありますけれども、ここに新市街地の名称が書いてありますが、例えば桜塚の住宅周辺の道路は、6号線に出てこないと一方通行ですよ、あそこね。なので、万が一のことがあったらどうなるんだろう、あとはつばめの杜に入っていくと、救急車とか緊急時の際にですね、つばめの杜は袋小路で目の前にいるのに車が入っていけないというふうなこともあります。あとは町東の際ですが、ここもやっぱり大雨のとき、そういうことも含めてのこの7億円なんですか。その辺をまず確認させてください。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。基金の目的に資する事業のうち、市街地形成に資する環境整

備の内訳ということなんですけれども、これにつきましては、持続可能な地域づくりといたしまして、あくまでも県道山下停車場沿線の宅地化が期待できる区域において道路整備していきましょと、そして、そうすることによって、新たに人を呼び込んで、市街地を活性化していきましょというものです。

あとそのほかにも、あと新市街地の管理費ということでつばめの杜とか、町東、坂元駅周辺地区とか、みやぎ病院地区のですね、維持管理費に活用することで、新市街地をですね、きれいにしてもっと子育てしやすいまちづくりの環境を整備していきたいと考えております。以上です。

9 番（岩佐孝子君）はい。ただいまつばめの杜を中心にとというようなことしか聞こえません。例えばですね、万が一、大雨なり何か災害があったとき、桜塚の人たちは6号線に出ないとどこに行けばいいですか。そこも環境整備すべきではないんでしょうか。そういうことからして、もう1回このお金は7億円というのは、もう1回積み上げるべきだと思います。そういうことを申しておきたいと思います。

先ほど来、参考資料にというふうなところで要綱が出ていますけれども、運用要綱、2条の3項ですね、新市街地を中心とした街の活力、この街なんですけれども、これは新市街地だけを言っているんでしょうか。山元町全体の活力を見出していくのか、その辺だけ確認をさせてください。

議長（岩佐哲也君）要綱第2条（3）についての新市街地と以降に書いてある部分の考え方について回答願います。

町長（齋藤俊夫君）はい。ここの部分は、移住定住者を呼び込み、移住定住者というのは、橋元議員にもお答えしたとおり、これは新市街地を中心として街全体の移住定住施策にということでございますから、そういう中で、新市街地を中心とした街全体の活力というふうに読んでいただければというふうに思います。

9 番（岩佐孝子君）はい。この街は分かります。でも、その狭いことを言っているのか、町内全域というふうな形で、私は町内全域なんだろうなって、そこを核としながらというふうに思っていたんですけれども、この山元町の町でいいんですか。でよろしいでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。新市街地を中心とした街というこのにんべんの街にしちゃっていますけれども、議員ご指摘のとおりでございまして、町全体の活力というふうなことでございます。場合によってはここの……そこは誤解のないようにですね。整理をしなくちゃならないというふうには思います。

9 番（岩佐孝子君）はい。私、先ほど言葉足らずだったと思うんですけれども、復興交付金は、やはり当初予算とした多分町長受け止めてなかったと思うんですけれども、復興交付金の事業計画というのを作成して提出していたはずなんですよね。そういうのはこの頃令和2年から改正になったようなんですけれども、それ以前はあったようなんです。やっぱりそれに基づいてきちんとした計画をして、今回の積み上げがあったのかなというふうなことから、計画書があったでしょうというふうな話をしていたんですが、何年から何年まではどういうふうなというんで、そこから財シミュを作成していたというふうには私は記憶しているんですが、その辺は資料がないということだったのでいいんですけれども、やはりきちんとしたものを明文化しておくべきでは、文章化しておくべきだというふうなことを申し伝えておきます。以上です。

議長（岩佐哲也君）質疑ありませんか。

8 番（遠藤龍之君）はい。1 件だけね。確認。今ね、新市街地のこの理解で解釈でなんだけれども、町全体、そうすると、今いろいろとね、盛り上がっているスポーツレクリエーション、復興施設整備事業ってあるんですね。もその対象事業になるんだよねという確認です。そういうふうに受け止めていいのかどうか。あの事業費もこの基金から使えるんだというふうな理解でよろしいのかどうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。要綱案のこの 20 号の（3）については、あくまでも移住定住者の施策としての支援策を県内最高水準をうたっているあれを活用していただいて、移り住んでもらうと、そういうふうな意味でこの呼び込みという部分でございまして、他の施策事業でという部分ではなくて、そういうことで町外から移り住んでもらって、しかしそれは新市街地だけに移り住むというんじゃなくて、町全体にも移り住んでもらうわけですから、そういう中での活力と保持すると、そういうふうな意味合いでございまして、スポレクとか、そういうものまでというのは、それこそ法度の対象範囲というふうになろうかというふうに思います。

8 番（遠藤龍之君）はい。というのはね、市街地形成に資する環境整備ということで、公園、緑地整備等というところまであるからね。そうすると当然それも対象になるのかなということでの確認です。だから、この基金からその事業に使うことはないというふうにね。分かりました。

議 長（岩佐哲也君）あとはよろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐哲也君）これで質疑を終わります。

議 長（岩佐哲也君）これから討論に入るわけですが、ここで暫時休憩とします。再開は 15 時 30 分、3 時 30 分再開とします。

午後 3 時 18 分 休 憩

午後 3 時 30 分 再 開

議 長（岩佐哲也君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長（岩佐哲也君）これから議案第 61 号について討論を行います。—— 討論はありませんか。

まず、本案に反対者の発言を許します。—— 討論ありませんか。岩佐孝子君登壇願います。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。令和 3 年第 4 回定例会でただいま議案が提出されております議案第 61 号山元町町営住宅基金条例の一部を改正する条例には、次の理由から反対いたします。

1 点目、9 月取り下げとした要因については、どのように点検、検討したのか。議会に対しての説明不足はまだまだあります。また、条例内容については、再度見直しが必要であると思われます。

2 点目、人口減少対策として移住定住促進事業も必要ではあります。しかし、今、住んでいる既存の町営住宅を改修工事などをし、居住者の快適な生活環境整備を優先すべきであると思われます。

3 点目、基金の活用については、まちづくりの観点から慎重に取り組むべきでありま

す。

以上、3点、これから慎重にですね、きちんとした財政の計画も立てながら実施していくべきだと思い、反対討論をいたします。

議長（岩佐哲也君）次に、本案に賛成の発言を許します。

3番（岩佐秀一君）はい。令和3年12月定例会の議案第61号の議案に、次の点から賛成したいと思います。

賛成の理由については、今まで趣旨、経緯の説明を受けました。当町の最大の課題は、人口減少であり、移住定住者を呼び込み、人口減少の抑制と、町の活性化を図り、新規転入者を増やすことが第一であります。また、町営住宅を現地調査した結果、現状は経年劣化が進み、環境が悪く、利用者が減り、稼働率も悪化しております。今回の条例改正により、既存公営住宅から復興公営住宅への移転する際、移転費用の補助や家賃増額補償等が掲げられております。環境の改善が図られ、安全で安心して暮らせる町にするためにも町営住宅基金の有効活用を図る改正には賛成であります。以上です。

議長（岩佐哲也君）次に、本案に反対者の発言を許します。ありませんか。

2番（橋元伸一君）はい。今議会提出された議案第61号山元町町営住宅基金条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論を行います。

この議案は、住宅基金の運用範囲を大きく広げ、目的外使用を認めるものであり、本来の目的に対して大きな影響を及ぼすことが懸念されます。さらに、基金も高額のため、慎重に審議する必要があると思われます。しかし、先ほどから4時間にわたり質疑において多くの疑問が出されましたが、到底納得するには至っていません。説明不足、協議不足が明らかであります。時間をかけた丁寧な説明による目的に対する共通理解、そしてさらなる慎重審議が必要であると考えことから、今議会における議案第61号に反対するものであります。

議長（岩佐哲也君）次に、本案に賛成者の発言を許します。番号。

7番（竹内和彦君）はい。竹内和彦です。議案第61号山元町町営住宅基金条例の一部を改正する条例に賛成の立場から討論いたします。

今の我が町の住宅基金残高は、現在一定の額になっております。今後、さらに積み上がってまいります。公営住宅長寿命化計画に基づき、シミュレーションをしますと、この基金は、令和19年度にはさらなる額に積み上がる見通しであります。そこで、この住宅基金は、効率的かつ弾力的に運用できるように条例の一部を改正すべきと考えます。現在の基金条例の運用は、町営住宅及びその共同施設の整備、改良、修繕に要する費用と地方債の償還のみであります。今回改正を求める条例案は、基金の運用幅をさらに広げて、移住定住促進施策を推進するために要する費用にも使えるように改正するものであります。これは移住定住者を呼び込み、新市街地を中心とした町の活力を保持する施策に運用できることとなります。よって、公営住宅を含む地域の総合的な住環境整備を図ることが可能になるわけであります。これは我が町の持続可能な地域づくりに資することであり、町民の利益となるものであります。

よって、今回提案された住宅基金条例の一部を改正する条例案には賛成いたします。以上です。

議長（岩佐哲也君）次に、本案に反対者の発言を許します。

8番（遠藤龍之君）はい。8番遠藤龍之です。私はただいま提案されております議案第61号山

元町町営住宅基金条例の一部を改正する条例案に対し、反対の立場から討論をするものであります。

ただいま今、2人の方から賛成の話がございましたが、1つは移住定住重視すると、あるいはその既存の町営住宅の方々を十分補償しているというようなことから賛成、それから一方では、基金運用幅が、基金運用でさらなる子育て、移住定住と運用を利用してというお話がありました。しかし、移住定住策を強調するのであるならば、これはこの基金によらずにもできる仕事でありますし、やらなきゃならない事業であります。

また、基金を運用ということでお話がありましたシミュレーションを見ますと、シミュレーションは今の4時間にもね及ぶ話の中で結果としてこの場では示されない、そういうことですよ。皆さん、こっち向いてください。そういうね、説明、ですから、私はあのシミュレーションを示されても、裏づけのあるシミュレーションとは受け止めておりません。

それから、そのシミュレーションに基づく事業計画等々もね、示されない町の重要な税金、町民の皆さんの重要な金がそういう不透明な中で使用させていいものかどうか、これは私たちも多く責任だと思っております。さらに、この間、この議論の中で、さらに明確にされなかったものは、家賃、既存の住宅に住んでいる人の補償は明確にされました。しかし、今後新たに望む人に対しての補償は最後まで明確にされませんでした。皆さん、明確にされたと思いますか。されていませんよ。その際の既存の町営住宅条例、あるいは新たなその災害復興公営住宅でのその辺の条例なりね、それを求めましたが、それも明確な形では示されませんでした。

何を求めたかという、新たな生活困窮者といいますか、低所得者の皆さんが困窮するその家ですね、入りたいという低廉な家賃の住宅に入りたいという方が存在したときに、今現在、その人たちの補償はないですよ。この間の議論の中でね、皆さんこっち向いてください。そういう条例の提案の中なんです。目的はですよ、目的は確かに言いますように、趣旨説明等々で非常に立派なものである。当然それは通さなくちゃいけない中身がね、しっかりしているものだったら、しかし、今それを議論しているわけですが、それが十分にね、伝わってきていない。急ぐ必要はないんじゃないかと私は思うんです。もっと議論をしてね、先ほど来の議論が足りない、説明が足りないということから、こういう混乱を起こしているんですから、やっぱり必要な私は中身だと思いますこのね、有効に使うというのはね、もっとその使い方を我々と一緒になって考えようじゃないですかと、考える必要があるんじゃないですかということが今までこの議論の中で何回も確認されました。先ほどもありました。何回説明しましたか。町長は、何回も説明しているんですよ、よくよく見てみるとね、しかも説明だけで議論の場にはなっていない。皆さん議論した記憶ありますか、一つ一つ、私はないです。

そしてそういう場を求めても、あるいは、んだごったらば、その場でね、協議する場でなく、スムーズに進むようにということで、説明資料を、できている説明資料を求めでも出されない。これは9月の議会ですとね、私は担当課に言って、議論するために必要だからということで資料の要求をしました。分かりましたと、明日用意しておきますから。翌朝になったら、駄目ですと、8月の時点ですよ。その時点で既にシミュレーションはできているんです。当然のことですとね。それは12月議会でもう示しているんですから、数字も挙げて。

話いろいろと、その数字がね、数字を今日皆さんも経験しているように、数字は出すなど、こういうことは……ある程度の制限を受けました。制限を受けることによって、またさらなる議論のね、スムーズが議論が避けられたというようなもういろいろ問題が山積している中での提案です。そして、それをそういう議論の中で決めなくちゃならない、本当にね、討論に立った人は大変かと思いますが、もう少し考えていただきたいんです。再三何でこういうことが起きるかという、やっぱり説明不足、資料の提供の不足、我々に理解を求める姿勢が全くそんなに見えないという中で、これを通していいものか、もっと議論を深めてね、もっと充実しないと本当にそうした住宅に困っている人に喜ばれるような内容のものにすべきではないかとそのためにはですね、今日ここでこの結論を出さなくてもやっぱりもっと審議を深めて、皆さんでそれこそね、皆さんとの間で、皆さんというのは議員間の中の討論も含めて、そしてよりよいものにしていく必要があるのではないかな。

最後に、最後ですね。やっぱりこの貴重な財源は今いろいろ困っています。この世の中、情勢の中でね、逆にそういう人たちにも使えるようなものにするならば、この提案に対しては賛意を示すものであると、そうするためにも、皆さんの中でよくこの中身を議論して、協議して、内容を充実したものにしようではございませんか。そういう提起を皆さんにして、私は今の段階ではこの提案には反対をするものであります。以上です。

議長（岩佐哲也君）次に、本案に賛成者の発言を許します。賛成者ありませんか。

5番（渡邊千恵美君）はい。5番渡邊千恵美です。私は、議案第61号山元町町営住宅基金条例の一部を改正する条例に対しまして、賛成の立場から討論いたします。

先ほど東北地方整備局からの資料も確認させていただき、説明もございました。シミュレーションも見させていただきました。私は、町営住宅に住んでいる方々を今救済できなかったら、永久に残る課題だと思います。一日も早く進めるべきと考えます。

また、活用方針についての資料説明では、目的外使用による公営住宅の活用支援についてでありますと、移住定住促進施策を推進するため、また、障害者、認知症高齢者等のグループホーム施策へのニーズに対応できるそのための活用を進めるためにも、そしてまた、持続可能な我が町のまちづくりのためにも通すべきと判断し、賛成いたします。

議長（岩佐哲也君）次に、本案に反対者の発言を許します。反対者はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）反対者なしと認めます。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

11番（菊地康彦君）はい。11番菊地康彦です。議案第61号山元町町営住宅基金条例の一部改正につきまして、原案賛成の立場で討論を行います。

我が町は、温暖で住みやすく、職、住の豊かな町であります。震災前は仙台圏や他県から住みやすさと通勤条件のよい山元町を終の棲家として移住者が増え、ベッドタウンとしての役割がこの町にはありました。その効果は人口の増加へと転じ、町に大きなにぎわいと活気を生んでくれました。しかし、東日本大震災による未曾有の災害により、4,000人以上の方が通勤通学の足を奪われ、また、海側に集中した市街地への危険感もあり、町を去る方が増えてしまいました。誠に残念であります。今我が町は、少子高齢化、人口減少といった大きな問題を抱えています。過疎からの脱却という大きな課題もあります。現在、既存町営住宅は5か所、多くが建設から40年以上を超え、住人

には老朽化と不便さが生活の足かせとなっております。町営住宅は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会を形成に資するとともに、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ入居者等にとって便利な快適なものとなるように整備しなければならないとされています。しかし、残念ながら、現状はそのような状況にはありません。

また、これまで人口減少対策を尽くしてきましたが、なかなか大幅な人口増加とはなっておりません。我が町の特性やこれまでの持っていた役割を再確認し、以前のような活気あるまちづくりをしなければならないと思います。

提案されております議案第61号山元町町営住宅基金条例の一部改正は、町営住宅等の整備、改良、修繕や、既存町営住宅から復興公営住宅への移転補助、家賃増額分の補償を含み、本来の目的の入居者に住みやすい環境を与え、また、移住定住促進施策の推進を図ることや、目的外使用による公営住宅の活用支援等への活用を目的としています。

議会は、条例の制定、改正には理解を十分に深め、責任ある判断をしなければなりません。今回の改正議案については、初めての試みとはいえ、試行部側の議会への説明の未熟さが見られ、混乱を極めた場面もあり、判断を迷わせたと思います。これは大いに反省をすべきであります。私も正直、今日町長のご答弁を聞くまでは大いに迷っておりました。しかし、笑わないでいただきたいと思います。しかし、この条例改正については、多くの利点もあり、町民や町の将来にも大きな期待が持てます。議員各位には大いに不満も残るかと思いますが、今回は条例の改正に重点を置き、今後事業の実施の際には、正当なものか否かの判断をするとき、議会の役割として責任ある判断することが最も大切かと思えます。

JR常磐線の復旧による通勤通学の利便性や、魅力のある様々な施策による新しいまちづくりを訴え、ベッドタウンとしての役割を復活し、町の最大の課題、人口減少対策、そして子育て世代、高齢者福祉環境整備充実や、弱者に寄り添う町の実現のために、原案に賛成するものであります。以上です。

議長（岩佐哲也君）ほかに本案に賛成者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）発言なしと認めます。これで討論を終わります。

議長（岩佐哲也君）これから、議案第61号山元町町営住宅基金条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐哲也君）賛成6、したがいまして、反対6ということで、同数であります。

採決の結果、賛成、反対が同数であります。

したがって、地方自治法116条第1項の規定により、私が本案に対して採決をいたします。

議案第61号は審議不十分と考え、改めて審議する機会を持ち、その上で多数決で決定すべきであると私は判断し、今回は否決いたします。

議案第61号は否決されました。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第８．議案第６２号を議題とします。

本案について説明を求めます。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。議案第６２号町道の路線認定についてご説明申し上げます。

資料№８議案の概要をご覧ください。

提案理由であります、県道相馬亘理線、県道山下停車場線の一部、県道吉田浜山元線の一部引き受けに伴い、同路線を町道認定するに当たり、道路法の規定により議会の議決を要するため提案するものであります。

整理番号１から３までは、相馬亘理線分、整理番号４は、山下停車場線分、整理番号５は、吉田浜山元線分となります。

整理番号１から読み上げます。

整理番号１、町道３３号牛橋新浜線、起点山寺字牛橋、終点坂元字下谷、亘理町との境界から旧新川橋まで６，９９８メートル。

整理番号２、町道３４号坂元二又線、起点坂元字下谷、終点坂元字二又、旧新川橋から旧中浜橋まで、８７１メートル。

整理番号３、町道３５号中浜磯線、起点坂元字二又、終点坂元字浜谷地、旧中浜橋から福島県の境界まで３，９３６．９メートル。

整理番号４、町道３６号鷲足山下線、起点山寺字古屋敷、終点山寺字桜木、ＪＡ山下ガソリンスタンドからＪＲ山下駅北側まで、２，０４２メートル。

整理番号５、町道３７号小平横山線、起点小平字北、終点八手庭字新道北、常盤自動車道山元インターチェンジ北側から阿武隈信用金庫山元支店跡地まで、１，３８１．９メートルとなります。

裏面に詳細の位置図を添付しております。

赤い色の着色が県道相馬亘理線から新たに町道になる区間になります。また、黒く塗られている部分については、移管後のですね、県道になります。上から、１、町道３３号牛橋新浜線、中ほどに２、町道３４号坂元二又線、一番下に３、町道３３号、３５号、中浜磯線となります。

続きまして、緑色の着色がですね、山下停車場線から移管される部分になります。４、町道３６号鷲足山下線になります。

また、黒い色がですね、角田山下線となり、新しく県道になるというところになります。

また、続きまして、青い着色、一番上なんですけれども、５、町道３７号小平横山線となります。こちらは吉田浜山元線から移管されるものになります。黒い箇所が吉田浜山元線として６号タッチまでが吉田浜山元線として県道認定されるというものになります。

概要に戻っていただき、今回の町道認定により、今後県道引き受けに向けた修繕箇所などの協議を進めてまいります。県道の修繕につきましては、時間と費用を要することから、具体的な引き受け時期については未定ではございますが、引き続き県と協議を進めてまいります。

以上で議案第６２号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

8 番遠藤龍之君。

8 番（遠藤龍之君）はい。このことによって町の財政といいますか、その辺の影響はプラス、マイナスなのか、今後の維持管理等々も含めてね、どう見ているのか。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。今後ですね、今現在ある県道分が町に移管されるということで、当然管理費等は増えることとなると思います。ただ、一方でですね、今町道となっている例えば役場前の道路なんですけれども、そこは県に移管するという形になりますので、管理費的にはですね、軽減されるという部分もあるということも考えております。以上です。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑。

8 番（遠藤龍之君）はい。今回結構大きなというかね、入替えというかだと思えるんですけども、これは地方交付税の関係交付金ですか、の関係でのその辺の影響というかね、引き受けたことによってその分は多くなる、あるいはどういうその辺でのプラスマイナスという部分、そこまで含めて大体なんだけれども、というのは、いいは、分からねければ分からないで。だけれど、この辺提案するときにこのくらいのことは調べた上で、結構今回大きいからね、数がね。とにかく分かるか分からないかだけ聞くから。

議長（岩佐哲也君）いいんですか、今のは。分かれば。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。議員おっしゃるとおり、今回町道が延びた分については地方交付税の算定基礎に入ってまいりますので、その分については増額になりますけれども、それがちょっと幾らかという部分については、こちらについては、算定についてはしておりませんので。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。

10 番（阿部 均君）はい。県道が町道になるという部分でございますけれども、この部分、きちんとですね、舗装なり、いろいろな部分ね、側溝なり、そういうような部分の整備はきちんとされているのかどうか、やっぱり移管、我々がね、町道として受け取った後に、また整備しなくてはならないとなると、町の負担がかかるという部分がありますので、その辺の状況はどうなんでしょう。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。移管される県道分につきましては、きちんとですね、修繕箇所を我々のほうと県のほうで協議して、ちゃんとしっかり修繕箇所を決めてですね、修繕していただいた上で移管していただくという形を取りますので、その辺についてはしっかりやっていきたいと考えております。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）これで質疑を終わります。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから、議案第62号町道の路線認定についてを採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第62号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第9．議案第63号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。それでは議案第63号令和3年度山元町一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ13億4,710万8,000円を追加いたしまして、総額を101億9,926万6,000円とするものでございます。また、歳入歳出予算の補正と併せまして債務負担行為及び地方債の補正も行っております。

それでは、歳出予算のほうから主なものをご説明いたします。議案書10ページをお開きください。

初めに、第2款総務費第1項総務管理費でございます。第3目財政管理費につきまして1,209万1,000円を計上しております。こちらにつきましては、ふるさと納税寄附を頂いた方への返礼品等に要する経費について、ふるさと納税寄附額が当初想定を上回る見込みであることから、増額するものでございます。財源は、ふるさと納税寄附金でございます。

第6目企画費につきまして、50万円を計上しております。こちらにつきましては、スポーツレクリエーション複合施設整備に係る調査対象地の不動産鑑定業務委託料として増額するものでございます。

第11目諸費につきまして286万円を計上しております。こちらにつきましては花釜区交流センターの物置新築や、ホール等の改修工事に係る生活センター等改修補助金について増額するものでございます。

第20目定住促進対策費につきまして3,684万3,000円を計上しております。こちらにつきましては移住定住支援補助金について当初想定よりも申請が多く見込まれることから増額するものでございます。

続きまして、第2項徴税费第2目賦課徴收費といたしまして193万4,000円を減額しております。こちらにつきましては、システム改修業務委託料の請け差によるものでございます。

議案書11ページをご覧ください。

第3款民生費第1項社会福祉費でございます。第2目老人福祉費につきまして335万9,000円を計上しております。こちらにつきましては増額が見込まれる介護給付費について特別会計への繰出金を増額するものでございます。

第3目老人福祉施設費につきまして1,839万4,000円を計上しております。こちらにつきましては今年2月の福島県沖地震に伴い、修繕を要する知楽荘の施設管理費及び旧老人憩いの家の解体工事費でございます。

第5目被災者支援費につきまして、11億8,245万9,000円を計上しております。こちらにつきましては実績額確定に伴う県支出金に係る東日本大震災復興基金交付金の返還及び国庫支出金に係る令和2年度被災者支援総合交付金の返還金でございま

す。

続きまして第2項児童福祉でございます。第1目児童福祉総務費といたしまして1,427万円を計上しております。こちらにつきましては児童手当システムの改修業務委託料のほか、県が進める婚活事業において入会登録した方に町独自で支援するAI婚活支援事業補助金、実績確定に伴う国県交付金に係る返還金等でございます。児童手当システム改修業務委託料に係る財源につきましては、国庫支出金でございます。

議案書12ページをご覧ください。

第2目児童措置費につきまして6,964万9,000円を計上しております。こちらにつきましては児童を養育している者の年収が960万円以上の世帯を除いたゼロ歳から高校生までの子供がいる子育て世帯への臨時特別給付金に要する経費を増額するとともに、既に実施した低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金事業についてシステム改修が不要になったことにより減額するものでございます。財源は国庫支出金でございます。

第4目母子父子費につきまして140万円を計上しております。こちらにつきましては高額医療の受診により母子父子家庭医療費助成費が当初想定を上回る見込みであることから増額するものでございます。財源は県支出金でございます。

第5目学童保育施設費につきまして453万4,000円を計上しております。こちらにつきましては山下第一小学校の放課後児童クラブ設置に係る講師請負費等のほか実績確定に伴う国県交付金の返還金でございます。財源は国庫支出金及び県支出金でございます。

議案書13ページをご覧ください。

第4款衛生費第1項保健衛生費でございます。第2目予防費につきまして8,007万1,000円を計上しております。こちらにつきましては議案書14ページにかけてとなりますが、新型コロナウイルスワクチン接種に係る接種証明書発行に要する経費や仙台市で実施した大規模接種に係る負担金のほか、3回目のワクチン接種に係る経費として増額するものでございます。財源は国庫支出金でございます。

議案書は14ページをご覧ください。

第4目母子父子保健費につきまして57万6,000円を計上しております。こちらにつきましては、実績確定に伴う国県負担金に係る返還金でございます。

第7目健康増進費につきまして178万2,000円を計上しております。こちらにつきましては健診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業を実施するためのシステム改修業務委託料でございます。財源は国庫支出金でございます。

第6款農林水産業費第1項農業費でございます。第3目農業振興費につきまして152万6,000円を計上しております。こちらにつきましては農地中間管理機構を通じての契約成立に伴う経営転換協力金及び交付要件を満たさなくなった農業者の補助金相当額を県に返還するための経費でございます。財源は県支出金でございます。

議案書15ページをご覧ください。

第9目農地復興推進費につきまして1億1,102万8,000円を計上しております。こちらにつきましては山元東部地区土地利用正常化促進事業の事業費確定に伴う農林水産省関係の震災復興交付金返還金でございます。

続きまして第3項水産業費でございます。第3目漁港施設復興推進費につきまして、

2, 828万9, 000円を計上しております。こちらにつきましては漁具倉庫整備事業等の事業費確定に伴う農林水産省関係の震災復興交付金返還金でございます。

第8款土木費第2項道路橋梁費第3目道路橋梁復興推進費につきまして965万1, 000円を計上しております。こちらにつきましては、社会資本整備総合交付金の交付決定に伴う事業費の変更等や道路交通安全施設等整備事業に係る大平牛橋線の事業費の前倒し交付等に伴うものでございます。財源は国庫支出金及び地方債でございます。

議案書16ページをご覧ください。

第3項河川費第2目河川改良費につきまして600万円を計上しております。こちらにつきましては、6月の議会で補正計上しておりました高瀬川排水対策事業について、設計業務が完了したことから工事請負費を増額するものでございます。

続きまして第4項住宅費第2目住宅安全対策費につきまして71万2, 000円を計上しております。こちらにつきましては、木造住宅耐震診断士派遣の申込みが当初想定を上回ったことから、これに係る業務委託料を増額するものでございます。財源は国庫支出金及び県支出でございます。

第10款教育費第3項中学校費第1目学校管理費につきまして310万2, 000円を計上しております。こちらにつきましては山元中学校の光熱水費等について、当初想定を上回る見込みであること及び旧坂元中学校で不用となった備品等を廃棄することから必要な経費を増額するものでございます。

続きまして、第5項社会教育費でございます。第1目社会教育総務費につきまして、58万2, 000円を減額しております。こちらにつきましてはコロナ感染症拡大に伴う姉妹友好都市シニアリーダー研修の中止によるものでございます。

第2目中央公民館費につきまして5万円を計上しておりますが、指定寄附に伴い貸出し図書を購入するものでございます。

第5目地域学校協働活動推進事業費につきまして12万9, 000円を減額しております。こちらにつきましては、コロナ感染症拡大に伴う防災キャンプ推進事業の中止によるものでございます。

議案書17ページをご覧ください。

第6項保健体育費でございます。第3目体育施設費につきまして2億6, 503万3, 000円を減額しております。こちらにつきましては町民体育館の改修事業について今年2月の福島県沖地震により耐震、災害復旧を含めた実施設計が必要となったため、当初予算で計上していた長寿命化改修工事請負費等を減額し、新たに耐震災害復旧分に係る実施設計を含めた業務委託料を改めて計上するものでございます。

なお、第10款におきましては長寿命化及び耐震補強に係る分の業務委託料を計上しており、災害復旧に係る分につきましては、後ほどご説明いたします第11款で計上しております。財源は地方債でございます。

議案書18ページをご覧ください。

第11款災害復旧費第5項その他公共施設公用施設災害復旧費でございます。第2目保健体育施設災害復旧費につきまして451万円を計上しております。こちらにつきましては先ほどご説明した町民体育館の改修事業に係る実施設計業務委託料のうち、災害復旧分でございます。財源は地方債でございます。

第6目坂元地域交流センター災害復旧事業費につきまして1, 610万円を計上して

おります。こちらにつきましては今年2月の福島県沖地震により被災した坂元交流センターの災害復旧に係る施工管理業務委託料と工事請負費でございます。財源は地方債でございます。

以上が歳出予算の主な内容でございます。

続きまして、歳入予算につきまして主なものをご説明いたします。議案書7ページをお開き願います。

第15款国庫支出金第1項国庫負担金でございます。こちらにつきましては、低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金事業についてシステム改修が不要になったことによる交付金の減を計上するとともに、子育て世帯臨時特別給付金補助金及び新型コロナウイルスワクチン接種に係る国庫負担金等を受け入れるものでございます。

次に、第2項国庫補助金でございます。第2目民生費国庫補助金につきまして、山下第一小学校の放課後児童クラブ設置に係る交付金及び児童手当制度改正に伴うシステム改修に係る補助金を受け入れるものでございます。

第3目衛生費国庫補助金につきましては、検診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業に係る補助金のほか、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に係る補助金を受け入れるものでございます。

第4目土木費国庫補助金につきましては、国からの交付決定による事業費の変更や木造住宅耐震診断士派遣事業に係る補助金を受け入れるものでございます。

議案書8ページをご覧ください。

第16款県支出金第2項県補助金でございますが、こちらにつきましては、母子父子家庭医療費助成補助金や経営転換協力金等に係る補助金等を受け入れるものでございます。

第18款寄附金でございますが、こちらにつきましては、ふるさと納税寄附金の増のほか、それぞれ指定のありました寄附金でございます。

次に、第19款繰入金でございます。こちらにつきましては、まず財政調整基金繰入金ですが、財源調整の結果、1億5,269万3,000円を増額しております。また、震災復興基金繰入金につきましては、津波被災住宅再建分に係る国への返還等に伴うものとして11億9,817万9,000円を増額しております。

議案書9ページをご覧ください。

第21款諸収入でございます。第1目雑入につきましては、精算に伴う令和2年度後期高齢者医療給付費の還付金等でございます。

第2目過年度収入につきましては、令和2年度の児童手当国庫負担金の実績確定に伴う国からの追加交付でございます。

第22款町債でございます。こちらにつきましては、地方債の補正でご説明いたしますので、省略させていただきます。

一応以上が、歳入予算の主な内容でございます。

次に、債務負担行為の補正につきまして、ご説明いたします。議案書3ページをお開き願います。

今回、債務負担行為といたしまして、9事業を計上しておりますが、複数年にわたって事業を実施するもののほか、来年度当初から事業を実施するに当たり契約行為を行う必要があることから、債務負担行為を追加するものでございます。

主なものについてご説明いたします。

山元町職員定年延長制度例規整備等支援業務に要する経費については、令和5年4月1日施行の職員定年延長制度に伴い、多数の関係例規の改正を行う必要があり、例規改正整備支援業務委託について、今年度から着手が必要となる債務負担行為を設定するもの、次に、山元町長選挙に要する経費については、令和4年4月に任期満了を迎える山元町長選挙について、準備期間を要する業務や納品や製作に時間を要する物品に係る経費について、債務負担行為を設定するもの、次に、小学校外国語指導助手派遣業務事業に要する経費については、令和4年3月31日で現在の小学校外国語指導助手業務委託の契約が終了することから、新たに契約を締結し、年度当初から継続して実施する必要があることから、債務負担行為の設定をするものであります。

最後に、議案書4ページをご覧ください。

地方債の補正でございます。

過疎対策事業債については、事業の実績見込みに伴う組替えや国の補助金の交付決定額が確定したことに伴い限度額を変更しているものでございます。

次に、農林水産業施設単独災害復旧事業債及び一般単独災害復旧事業債については、今年2月の福島県沖地震により被災した施設の復旧に要する財源として限度額を変更しているものでございます。いずれも起債の方法、利率や償還の方法につきまして、変更はございません。

以上が、今回の第5号補正予算案の内容でございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）ここで換気のため暫時休憩とします。再開は16時35分、4時35分いたします。

午後4時24分 休 憩

午後4時35分 再 開

議長（岩佐哲也君）再開します。休憩前に続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君）議案第63号一般会計補正予算について、これから質疑を行います。―― 質疑はありますか。款、項、目、明示してからお願いします。

9番岩佐孝子君。

9番（岩佐孝子君）はい。8ページと10ページのところです。寄附金ですね、18款の1項1目ふるさと納税3,000万円の件数はどれくらいを予定しているのかお尋ねします。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。金額としては今回6,000万円であったものを9,000万円ということで想定しておりまして、3,000万円の増額をしております…（「10ページ、1,209万円の補正についての中身、ふるさと納税、件数だけです。そういうことですね、10ページ」の声あり）すみません。先ほど申し上げたのは8ページの部分につきましては歳入として6,000万円に見込んでいたものが9,000万円ということで3,000万円増額しております、こちらの返礼品ということで件数というか、その30%分につきまして、ふるさと納税の報償品の分ということで30%の増を見込むということと、あとそれに伴います報償品の送料、あとは委託料につきましてはふるさと納税の部分につきましてさとふるのほうに業務委託しております

ので、こちらが業務委託料ということで12%分ということで計上しております、そのほかワンストップ特例の一括業務委託料ということで合計で約1,200万円計上しているという内容でございます。以上でございます。

9番（岩佐孝子君）はい。それでその件数はどれくらいを見込んでいるのかということをお尋ねしたんですが。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。当初想定では4,000件を見込んでおったところでございますが、最終的には約、すみません。5,500件を見込んでおります。

議長（岩佐哲也君）よろしいですか。

9番（岩佐孝子君）はい。次のですね、10ページの2款1項の6目企画費の委託料です。これについて不動産鑑定ですけれども、これは多分あの坂元のところかなというふうに思うんですが、なぜ今なのか、その鑑定の委託内容ですね。その辺についてお尋ねしたいと思います。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。今回計上いたしましたのは、さきの常任委員会等におきまして今回お話のありました坂元の民有地につきましての土地の評価についても事前に押さえておいたほうがよろしいだろうというようなご提案をいただいたところでございましたので、今回のタイミングで補正のほうの予算のほうを計上させていただいております。こちらの内容につきましては、不動産鑑定士に対する鑑定委託を行うことに対しての報酬額ということで計上しております。以上でございます。

9番（岩佐孝子君）はい。なぜこの時期になったのか、その辺についてご回答願います。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。今回、当初予算のほうでは、今回スポーツレクレーション複合施設の調査委託料ということでお認めをいただきまして、現在調査のほうを進めていたところでございます。その際に、今回その調査を受けまして、土地の活用について、それを購入するのか、あるいは賃借するのかということもその調査を受けて今後検討していくというふうなお話をさせていただいたところでございました。それを受けまして、来年度当初等に不動産鑑定のほうもというふうに考えていたところでございましたが、先ほど申し上げたとおり、常任委員会等におきまして土地のほうの価格のほうも押さえておくべきだろうというようなご提案をいただいたところでございましたので、今回12月補正のほうでお認めをいただければということで提案させていただいたところでございます。以上でございます。

9番（岩佐孝子君）はい。本末転倒じゃないでしょうか。その土地がどういうふうな状況なのか、それを確認してから事業を遂行するべきだと私は思うので、その辺について疑問を呈しておきます。

そして10ページの2款1項、定住促進だから20目の18節ですね、負担金補助金移住定住でございますが、これは内訳を教えていただければありがたいんですが、何件で。

子育て定住推進課長（青田 浩君）はい、議長。お答え申し上げます。件数でお答え申し上げます。

当初の予算の時点では、件数では92件で予算、92件というのは新築、それから中古住宅取得、それから民間の賃貸のアパートの補助合わせて92件の予算取りをしておりました。それでこれまで申請があったのが75件ほどの申請を受け付けております。今後ですね、42件ほど見込んでおります。この見込んでおりますというのは現に相談を受けている件数など、やっぱり浸透してきているので、突然何回か相談しながら補助決

定まで進めていくんで、現に相談している数も含めて42件、そうすると不足するだろうというのは25件ほど不足するだろうということを見込んで今回の予算の計上としておりますので、よろしくお願いいたします。

9番（岩佐孝子君）はい。私、やっぱり東京都内の電車の中にポスターを貼ってあるというのを聞いたときに、聞いたというか、メールとかで送ってよこしたときに、非常に効果が出てくるんでないかなというふうに思っていました。そしてですね、この今まで75件なんですが、申請が多分あったのかな、その内訳なんかを分かれば教えていただきたいです。見込み的に、子育て、一般、あとは坂元には何件ぐらい転入予定なのか。

子育て定住推進課長（青田 浩君）はい、議長。お答えいたします。令和3年度ですね、今年度、まず坂元のほうで、坂元の地区のほうで住宅、この定住補助金の住宅取得でのご利用をいただいた件数については現時点で6世帯ほどの活用をいただいております。昨年度は年間を通して2世帯ほどでしたが、今年はこれまで6世帯のほどの活用をいただいております。今後につきましてはちょっと詳細な分析は相談は受けているんですけども、ちょっと集計は今すぐ手元にはございませんので、ご了解いただきたいと思います。以上でございます。

議長（岩佐哲也君）よろしいですか。一応3件だからね、もう一度。ほかに質疑ありませんか。

8番（遠藤龍之君）はい。今の10ページの不動産鑑定委託料について50万円ですね、今の説明で本末転倒ではないか等々という話もあったわけですが、この取組状況を経緯の中で、調査業務ですね、の中で生まれてきたということというふうに先ほどの説明で受け止めたんですけども、その過程でね、実際この取組状況というのは、今現在12月なんですけれども、どういう状況になっているんでしょうか。中間報告等々というのがあったんですけども、そういった動きについてですね、そういう動きの中で生まれてきた項目ということからすれば、多分な外ではないのかというふうな思いで尋ねています。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。現在の調査の状況につきましては、先般の全員協議会の中でも補足説明させていただいたとおり、前提条件の整理、あるいは先導事例の調査、こういったものの取りまとめを行っておりまして、併せてサウンディング調査のほうを進めて今まとめているというような状況でございます。議論の中から生まれて、この委託料ということでお話がありましたが、常任委員会の中でそういうお話をいただきまして、今回予算化させていただいたということでご了解いただければというふうに思います。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい。そういうふうなね、やり取りの中でそういうふうに進めてきているんですけども、それに合わせて、その中間報告というのはね、本来ならばもう11月にしていなくちゃならない。それは全協の中でも云々つつうだけれども、そういったことで今現在どの辺の取組状況というのはどうなっているのかということの質問ですが、駄目だったら駄目で。

議長（岩佐哲也君）ちょっとこの補正と少しずれていますので。ただ、先ほど話がね、これに関連してという話があったから質問したと思うので。ただ、その本体のほうの話はもうちょっと時間をかけてという、2月まで出るという話なのでね。

8番（遠藤龍之君）はい。まあいい、これは議長に対しての質問ですね。いやいや、やるって言ってやっていないからね。

議長（岩佐哲也君）ちょっと絞って、この提出された議案についての質問に集中してくださいと

いう。

8 番（遠藤龍之君）はい。重要な課題なのにもかかわらず、全然我々の目の、進捗状況が見えないということからの確認だったわけですが、それをするなということであれば、またいいです。

最後のページ。（「最後のページ、何ページですか、18 ページ」の声あり）18 ページですね、そのさらに一番下、災害復旧費 5 項 6 目坂元地域交流センター災害復旧の工事請負費についてなんですが、この工事箇所と工事内容について確認します。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。お答えいたします。おもだか館の復旧の関係ということですが、工事の内容については、外構の段差調整、大分不陸が見られますので、その調整をします。それから駐車場のひび割れ、そして建物内外壁のひび割れの樹脂注入、そういったところを中心に工事をする予定です。時期については、この予算がお認めいただければ、1 月に発注をして、年度内に完了するようには努めていきたいと考えています。以上です。

議長（岩佐哲也君）ちょっとお待ちくださいね。

本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長します。

8 番（遠藤龍之君）はい。あれ何で聞いたかということ、あそこ、もう工事をやっているんでないのかい、というふうなことで今確認したんです。この前行ったけれども、側張るって、何かあのポール立てて、そして穴掘られて、実際には工事始まったんだなというふうに喜んでいたところだったんだけど、今見るとまだ予算もね、もしそこだとすればだよ、予算も決定、決まっていなのに、よく動かして、始まったなというふうに、そういう疑問からの確認でした。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。今の遠藤議員のご質問なんですが、5 月の時点で議会全協にお示しした資料の中にも盛り込んではい入るんですが、最初その応急復旧ということの前年度、専決処分で予算を頂いて、例えばトイレのですね、水の流れが悪いとか、そういったところがあったので、建物とインターロッキングブロックの間の部分を掘り起こしてですね、それで排水管のそのつなぎ直しとか、そういったものを事前にやっていたという経緯、経過があります。今回のその補正の上程については、工事請負費ということになるんですが、やはり 5 月に説明をさせていただいたスケジュールどおりに進んでいるということでご理解いただきたいと思います。以上です。

議長（岩佐哲也君）そのほか。

8 番（遠藤龍之君）はい。今やっている工事の財源というのは前の財源だということでもいいですね。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。確認ですが、前の財源といいますと。いえ、今やろうとしているのは工事請負費。

8 番（遠藤龍之君）はい。やっていないんだったらやっていないって言っていたけれども、今工事しているでしょうと。しているんだ、見えたんだからね。その工事の財源はどこの財源でやっているのと。もし、その対象が今日の提案している 1, 400 万円の中身の内容の一部だとすれば、おかしいのではないですかという疑問です。

それからそうじゃない、今の説明だと前にちゃんと予算を取っていて、そいつを今度の工事請負費をやる事前にね、少し整備しておかなくちゃいけないというようなことで、前の財源でやっていたんだと、俺はそういうふうに受け止めていたんだけど、だっ

たら問題ねえんだなと思ただけけれども、そういう理解でいいのかどうかということね。
生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。そのような理解で結構です。財源については前年度の予算を今年度に繰越しをして、その財源を使用しています。以上です。

8 番（遠藤龍之君）はい。その辺の経緯は、多分決算でまた伺うと思うので、その辺で確認します。

15 ページの農業費 9 目農地復興推進費の中の東部ですね、1 億 1, 000 万円の返還金、これであそこの整備事業は完了、終了という受け止め、理解でよろしいのかどうかも、あそこについては国の予算というのはもうないですよという受け止めでいいのか確認します。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。交付金事業につきましてはこちらで終了という形になります。以上でございます。

8 番（遠藤龍之君）はい。そうするともう確定、仕事確定したということというそういうことでいいですか、あの東部地区さん。

東部地区基盤整備推進室長（石山紋治君）はい、議長。先ほど遠藤議員のほうから説明、ご質問ありました件につきましては、先ほどの説明の中で正常化事業のそちらのほうの交付金の返還金ということでしたので、今県のほうで行っている農地整備事業とはまた別な交付金となりますので、県の事業については現在もまだ行っているというような状況でございます。以上でございます。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑ありませんか。

9 番（岩佐孝子君）はい。12 ページ、3 款 2 項 5 目の 14 と 18 節ですね。この部分、山下第一小学校の児童クラブ、4 月からすぐにスタートできるようにということで非常に喜ばしいですが、受入れ人数は児童数はどれくらいを予定しているのでしょうか。

子育て定住推進課長（青田 浩君）はい、議長。まず、今年度は 11 名の利用をいただいております。来年度の見込みなんですけれども、現在、山一小学校の利用率はほかの学校に比べて、ほかの学校は 3 割ぐらいなんですけれども、全体の児童数の、山一小は 2 割ぐらいの利用にとどまっております。それは移動も必要だというような要因もあるからなとは推測しておりますが、ほかの学校のように 3 割の利用があったとすれば、十五、六名の利用になるかと考えております。また、今回予算をお認めいただきましたらですね、改めて山下第一小学校の保護者宛てにお知らせを配布して、来年度の申込みを取りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

9 番（岩佐孝子君）はい。やはりですね、子供たちの環境を整備してあげるということは保護者にとっても非常にいいことだと思いますので、やっぱり地域の中で子供の声が聞こえるというのは非常にいいことだと思うんです。そういうことで早めに事業を進めていただければなというふうに思いますし、3 款の 2 項の 2 目の 19 扶助費ですが、子育て世代の多分これあれですよ、臨時給付金なんですけど、多分 1, 427 人、先ほど 960 万円以下ということだったんですけれども、世帯数にするとどれくらいでしょうか。

子育て定住推進課長（青田 浩君）はい、議長。全体の世帯数で約 900 ということで推計しております。以上でございます。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。

6 番（高橋眞理子君）はい。11 ページです。3 款の民生費の 1 の児童福祉総務費の中の A I 婚活支援事業補助金とあります。これは県のほうにも A I のほうのそちらのほうの補助金

かと思われるんですけども、町内では何人ぐらいというふうな予定でいらっしゃるのでしょうか。

子育て定住推進課長（青田 浩君）はい、議長。予算に要求している登録見込数は３９人を見込んでおります。

６番（高橋真理子君）はい。非常に盛況だということも報道で知ったわけですけども、３９人というのは申込みがあつてのということでしょうか。

子育て定住推進課長（青田 浩君）はい、議長。県のほうでは９月の２０日からですね、このＡＩ婚活始まっておりますが、１０月の時点で山元町の方も数名登録はしているというような状況でありますので、今後３月までの登録見込みであるとか、あと山元町を会場とした出張での登録会も予定しているということで一応目標としては３９人の登録とさせていただいております。よろしくお願いいたします。

議長（岩佐哲也君）よろしいですか。そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）これで質疑を終わります。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから、議案第６３号令和３年度山元町一般会計補正予算（第５号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第６３号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第１０．議案第６４号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。それでは、議案第６４号令和３年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）についてご説明いたします。

今回の補正の規模ですが、歳入歳出それぞれ６７６万１，０００円を追加し、総額を１８億７，９００万６，０００円とするものであります。

それでは、歳出予算からご説明いたします。お手元の議案書６ページをお開きください。

第１款総務費第１項総務管理費第１目一般管理費については、職員手当の補正額として４７万４，０００円を増額しております。

第２項徴税費第１目賦課徴収費については、制度対応の軽減分と本町独自の基金を活用した１８歳までの均等割減額分のシステム改修に要する費用６２８万７，０００円について増額補正するものであります。

次に、歳入予算の補正額についてご説明いたします。ただいまのページの上段、５ペ

ージをご覧ください。

第6款繰入金第1項繰入金第1目基金繰入金については、均等割減額のシステム改修費用の増により、基金取り崩し額628万7,000円を増額しております。

第2目一般会計繰入金については、職員手当の増により、歳出と同額の47万4,000円を増額し、合計で676万1,000円を増額しております。

以上、議案第64号補正予算案の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

8番遠藤龍之君。

8番（遠藤龍之君）はい。これは均等割の改正に伴うということで上げられていると思うんですが、歳入部分で、国からの歳入分というのはないのでしょうか。というのはゼロから3歳まで国の施策によってということを考えれば、国からも幾分か頂かないとうまくないんでないのかなということからの質問であります。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。制度分につきましては、特別交付税のほうで措置されると思われるんですけども、その額についてはまだ示されておりませんので、今後ということになります。以上です。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）これで質疑を終わります。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから、議案第64号令和3年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第64号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第11．議案第65号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。議案第65号令和3年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正の規模ですが、歳入歳出それぞれ2,342万2,000円を追加し、総額を15億5,193万3,000円とするものであります。

それでは、歳出予算からご説明いたします。お手元の議案書7ページをお開きください。

第2款保険給付費第1項介護サービス諸費第3目居宅介護サービス計画給付費につい

ては、主に加算額の増になります。内容としては、今年度から質の高いケアマネジメントを実施している事業者を評価するための加算の新設や、今年４月から９月までコロナ感染症に対応するため特例的に基本報酬に上乗せ加算が行われたことの増により、３７４万４，０００円を増額しております。

第４目地域密着型介護サービス給付費については、主に町内の方に限定したデイサービス、グループホームの利用に係る給付費の増により１，６０３万９，０００円を増額しております。

次に、３項その他諸費第１目審査支払手数料については、給付費の審査に要する手数料の増として１６万７，０００円を増額しております。

次に、第４項高額介護サービス費第１目高額介護サービス費については、利用者負担の合計額が高額になり、一定額を超えた部分を支給するための費用の増により、５５３万７，０００円を増額しております。

次に、第６項特定入所者介護サービス費第１目特定入所者介護サービス費については、施設入所者やショートステイ利用者の食費、居住費に係る減免額の増により、１３８万８，０００円を増額しております。

議案書８ページをお開きください。

次に、第３款地域支援事業費第１項介護予防生活支援サービス事業費から第３項包括的支援事業任意事業までは、国県支出金の確定により、財源内訳の変更を行うための補正でございます。

次に、第４款基金積立金第１項基金積立金第１目介護保険事業基金積立金については、給付費等の増により、基金の積立額３８２万７，０００円を減額しております。

次に、５款諸支出金第２項償還金及び還付金第１目第１号被保険者保険料還付金については、今年２月の地震による災害減免、半壊以上の世帯６７件分の還付分３７万４，０００円を増額しております。

次に、歳入予算の補正額についてご説明いたします。議案書６ページをお開きください。

歳入については、歳出でご説明した給付費の増に伴う国庫支出金支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金の財源の増が主な内容でございます。給付費以外のものについては、第７款繰入金第１項繰入金第１目一般会計繰入金において、町負担分の給付費分のほか災害減免分の繰入れを行っております。

最後に債務負担行為の補正についてご説明いたします。議案書３ページをご覧ください。

１件目の訪問介護サービス事業、２件目の通所介護サービス事業に関する経費につきましては介護予防事業に要する経費、３件目については包括的支援事業の生活体制整備事業に要する経費となり、平成２９年度から継続し実施している事業になります。毎年度、年度当初から切れ目なく事業を継続するために、当年度中に委託契約を締結する必要がありますので、その期間と限度額を補正するものであります。

以上、議案第６５号補正予算案の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから、議案第 6 5 号令和 3 年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第 6 5 号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第 1 2．議案第 6 6 号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。それでは議案第 6 6 号山元町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

お手元に配布しております資料№ 9 条例議案の概要をご覧ください。

初めに、提案理由でございますが、令和 2 年度一般会計繰越明許費繰越計算書における地方債の財源不足に関し、職員の管理監督者としての責任を重く受け止め、町長及び副町長の給料月額を減額するため提案するものであります。

1、改正内容についてご説明いたします。

町長及び副町長の給料月額を下記のとおり減額するもので、附則第 1 0 条第 1 0 項を加えるものです。

（1）町長等の給料月額については、町長は、給料月額 8 2 万 8, 0 0 0 円から 1 0 パーセント減額し、7 4 万 5, 2 0 0 円、副町長は、6 2 万 7, 0 0 0 円から 1 0 パーセント減額し、5 6 万 4, 3 0 0 円に、それぞれ減額するものです。

（2）の減額する期間については、令和 4 年 1 月 1 日から令和 4 年 1 月 3 1 日までの 1 か月間となります。

施行期日については、令和 4 年 1 月 1 日となります。

ここで、補足説明をさせていただきたいと思います。

今回の提案がこの時期になった理由でございますが、今回の事案発覚後、6 月議会の補正において予算の組替えが行われたことを受け、関係する職員からの聞き取りを行い、その内容をもとに、職員の分限懲戒審査会を 2 回開催し、1 0 月末に処分を確定いたしました。その後、該当する職員に対しましては 1 1 月下旬に処分書の交付を行うとともに、県からの派遣職員もおりますので、派遣協定に基づき、県との協議を行いながら、事務を進めてまいりました。このようなことから、1 2 月議会での追加提案となつてしまいましたが、6 月議会以降、審査会開催までの調査確認期間に約 4 か月を要してしまい、事案の重要性を鑑みれば、優先的に事務を進めるべきだったと受け止めております。

以上、議案第 6 6 号の説明となります。よろしくお願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

9 番岩佐孝子君。

9 番（岩佐孝子君）はい。今総務課長から経過の説明はありました。でもですね、職員の懲戒処分、それも分かります。それが4か月かかったというその常に町長はスピード感を持ってスピーディにスピーディにという割にしては、ちょっとなというふうな思いがありますし、特別職であれば、特別職である町長とすれば、自分で処分決定できるわけですよね。なぜこの時期に至ったのか私、ちょっと理解できないんですが、その辺についてご回答を願いたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。まず、この時期の問題についてでございますが、これについては過般、9月ですね、予算審査特別委員会最終日の席上でもこれまでの経過をお話をしながらですね、職員の審査状況もそれを踏まえてというふうなお話をさせていただいたところでございますので、先ほど総務課長から申し上げましたその分限懲戒審査委員会ですか、そこの一定の時間を要したというふうなことでございます。今さらそれについての云々かんぬんを申し上げても、なかなかご理解していただきにくいかなというふうに思いつつも、あえて申し上げれば、総務課においては、W選挙と、知事選、衆議院選というですね、国政選挙も控えてあったというふうなこともございますし、あるいは今議会におきまして各種の消防団の絡みとかですね、犯罪被害者等々の条例化に向けた取組もあつたりというようなことで、どうしても一定の時間を要してしまっているというふうなことでございますので、ぜひご理解を賜ればなというふうに思います。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。

9 番（岩佐孝子君）はい。この減給内容を見ますと100分10、つまり10パーセントの1か月というふうに自ら処分なされたと思うんですが、この理由についてはどういうふうな状況でしょうか。

総務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。それでは、私のほうからですね、今回の処分の決めるまでの根拠といいますか、その辺についてご説明させてもらいたいと思います。

今回のこの10パーセントの減額というふうなことでございますが、これまでの町での処分例やですね、それから他市町での同様の事案を参考にとということで一応考えて、参考にさせてもらっております。前回ですね、去年の12月だったでしょうか、医療ミスの関係でということで同様にですね、町長、副町長の10パーセントというふうなことの1か月、このときですね、職員のその法令違反とか、そういうふうな非行為はなかったというふうな中でのこの決め方を行っております。

あと、他の自治体の例も参考にとというふうなことでいろいろ調べたんですけども、今回のようにですね、職員のその法令違反とか、職務怠慢とかですね、非行為のない中でのその首長の減給というふうな事例なんか少ないところなんですけど、熊本のほうでの自治体で同様に起債の借入れミスなんていうふうなものもございました。この場合はですね、職員の事務の怠慢とか、服務規程違反というふうなものがもとに、町長とかの特別職の減給を行っているというふうなところもございました。そういうふうなことで、今お話ししましたが、町でのこれまでの処分例、それから他市町での処分の例などを参考に、このような形で今回減額というふうにさせてもらっております。

また、参考までにですね、今回、この処分について、町の弁護士なんかにもちょっと

確認を取りながら、判断をさせてもらっているということをつけ加えさせていただきたいというふうに思います。以上でございます。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。

8 番（遠藤龍之君）はい、議長。今のその減額内容の根拠についてはね、そういうことだということなんですが、前回との比較ではどのような検討というか、検証といいますか、検証というよりも確認したのかね。処分の中身については前回とね、前回というのは医療ミスとかってやっていたな、1 年くらい前だよ。も同じこの 10 パー、10 パーなんだけれども、その辺はどのような、素人頭で見ると、ちょっと内容から見るとそうでもないんじゃないのという疑問があることからの質問なんだけれども、今回の場合はいろいろ、町に対して 4, 700 万円のね損失を与えたという行為、こういう事実から見たときに、前回同様の対応でいいのかなという町民の疑問なんですが、その辺が職員がどうのこうのということではないですからね、これはね、それは確かに言われている状況、環境がある中でのね、ということだろうとは思いますが、しかし、こういうのが一つ一つこの事例を探っていくと、今までの前例に倣ってとかねというふうなことがあったときに、なるということも考えたときに、この処分、私は単純にね、比較したときにちょっと違うんじゃないかなという疑問があるから確認しているところなんだけれども、その辺の検討、検証というのはしたったのかどうかお伺いします。

総務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。今のご質問でございますが、前回との検証というふうなことで、前回については、医療費の助成ミスというふうなことで、約 700 万円ぐらいでしたでしょうかね、の返還金とか、そういうふうな金額であったと、今回については、今遠藤議員からおっしゃられたように、4, 700 万円というふうなことなんですが、その辺については、この間、ちょっと説明をさせてもらいまして、4, 700 万円の交付税が見込めなくなったというふうなことだったんですが、その後ですね、別の起債をというふうなことで約 1, 800 万円ほど見込めるということで差引き 2, 900 万円が見込めなくなったというふうなことで、その金額を考えればですね、確かに代償というふうなことでの金額の差は大きいというふうには思いますけれども、今回その職員のその管理監督というふうな中でのその職員の行為とかですね、そういうふうなものをもろもろ判断する中での今回のこの 10 パーセント 1 か月というふうなところが妥当ではないかというふうなことで、今回と前回の比較するといいますかね、検証する意味でも弁護士のほうにもちょっと確認をしながらですね、今回のその金額、減額の妥当性、この辺を確認しながら、ご提案をさせてもらったところでございます。以上でございます。

8 番（遠藤龍之君）はい。その際、この対策、結果とそして今も町長も先ほど言われましたが、どうしてもやっぱり環境がよくないと、環境とかね、いろいろあって、特別あって、それもこの一因だというふうなことをこの件だけでなくてもろもろのところそういう何かがあると出てくるんですが、ということは、やっぱり抜本的な対策というのをね、やっぱり考えなくちゃならない時期なのか、いろいろ行革とか、あるいは財政減の問題いろいろある、しかしながら、たびたびというとうまくないんだけど、そういうね、ことから今度起きている小事、大事、いずれにしてもですよ、というのがずっとあるんですよ。ずっと言うのもなんだけれども、あるという状況をね、今回の場合は相当多分俺は重いと思うんだけど、この中身がね、妥当かどうかといまだに判断できないと

ころなんだけれども、そいつは置いておいて、この辺の検証というのはやって、その対応策をしていないかと、今後も起こり得ると、今までのこれまでの対応を、今示されたようにね、対応の中ではね、やっぱりそこところはやっぱり本当に真剣に受け止めて、一応ね、話としては重く受け止めというふうになっているわけですが、重く受け止めるんだったらそこまでね、やっぱり対応を考えるべきだと思いますが、あとまとまらないと同じ答えが返ってくるとうまくないからちょっとまた広がるとうまくないから、やっぱりこれは強く求めておきますよ。本当にこれ重大なことだと思います。私はそういうことなら本当に今ちょうどうね、行政改革でね、行政組織機構のね、この時期だしね、あとこんないろいろな意味でこの派遣職員がいなくなるとかね、この件についてはね、やっぱりそのことも含めてそっちまで考えていく必要がある課題だというふうに思います。

そしてね、これはいいです。それを求めておいて。こういう重要なね、課題をね、追加議案でというのはね、これも本当に考えられない話、というのは、これまた言うところであれなんですけれども、結局ね、私たち判断するために3日間しかないんです。中身を調べるとかね。これまたね、やっぱり議会に対してどうなんだという問題あります。私ね、もうどうせ、どうせというとうまくないね。先ほどの説明だと遅れたんだから、遅れたなら3月議会でもいいんじゃないですかという考えあります。そうするとそこで、我々も十分にね、中身に関してはこれは仕方ないな、この中身だったかなというようなことに落ち着くのかなと思うんですけれども、その辺についてはどうなのでしょう、町長。

町 長（齋藤俊夫君）はい。お答え申し上げます。先ほども確認いただいたように、なぜこの時期にというのか、遅れたのかというふうなそういうお考えもございますし、議員のようなご指摘いただいたような場合、タイミングというふうなこともいろいろあるんだろうというふうに思いますが、我々としては、関係する部分の状況把握、あるいは今回の場合は業務もさることながら、県との関係、いわゆる県からお越しいただいた職員も含めての内容がございますので、いろいろと関係機関との整合性、タイミングというのをですね、極力取りながらというふうな部分もございますので、どうしても一定のタイミングになると。しかし、それ以上後に持っていくというのは、これはこれでまたいろいろ議員各位の議論の分かれるところだろうというふうに思いますので、可能な限りスピーディというふうには今回はなっておりませんが、そういうものを心がけながら対応をしてきているというふうなことでご理解をいただきたいと思います。

8 番（遠藤龍之君）はい。制度的にという、これは絶対この時期にやらずにやらないというふうなくくりがあるんですか、副町長、法令申請の関係。やっぱりね、重要な中身についてはお互い理解しあった中で結論を出せばね、いろいろこの何と言うんだかなしこりを残さないですというふうな形でねというふうになるかと思うんですが、もうこれ決まったことで、そして遅れているというんだったらね、やっぱりお互い理解できるくらいだね、この件についても結果としてはね、説明責任がどうなのか、説明が不足なんではないかと、私はそういうふうを受け止めているんですけれども、そのくらいで、いろいろな諸事情が我々もあるんです。あなたたちが忙しい、俺たちも忙しいんだからさ、そういう中でこれを分析してというような状況も含めて、特に逆に言うともうどうせって、この時期になったらね、もっと12月にあれしなくても、3月でもいいんじゃないのというふうに思っています。

ただ今言うようにね、早いとかな、そういうその辺の規定がね、こういう問題については3か月で収めなくちゃ駄目だとかね、半年で収めなくちゃ駄目とかね、という事情、状況のもとでのこの取組だったのか。そもそものこの計画、何月まで仕上げるというのがあれば、それも示していただきながら、そういう制度上くくりがあるのかどうかを確認します。

副町長（菅野寛俊君）はい、議長。ただいまのお尋ねでございますが、基本的にいつまでやらなくちゃいけないということの決まりはございません。基本的には職員の処分内容が決まった後に特別職のほうのですね、このような対応をさせていただくと。この時期にお願いしたというのは、ただいま先ほど町長からの答弁内容のとおりでございますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（岩佐哲也君）ほかに。

8番（遠藤龍之君）はい。出すんだったらね、やっぱり正規の、それも追加議案といのは、どういう設定で皆さんがねやっていたのかね。嫌味な、どうしてもそういう発想になってしまうんだけど、本当に直前にそれを出してね、そして我々がこう吟味できないうちにぱっとこう先ほどの結果見ても分かるんだけど、それを狙っての話なのかというようにどうしても思いたくなるんです。先ほど言ったようにね、吟味というのはね、前回と比較したときに、素人頭で見ても、ちょっとその内容がね、このすっきりしないという、しかしながら、この間からこういう場でね議論する中身のものでもないと思うんです。もっと別なというかね、それをこういう場でこのさせてしまうね、手法、やり方については非常に大きな疑問、疑念を持って、これ以上どうせもう変えないだろうから、やっぱりこの辺ね、すっきりするような形で決めましょうと、必要があるんじゃないですかということ求めて終わります。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑ありませんか。

6番（高橋眞理子君）はい。今回のこのことにつきましても、12月に7日の日、3日前に提出されたということがありまして、私もこうしてこう読んだときに、減額が10パーセントであるということ、そして減額する期間が1か月であるということのことをこう読んでいたときに、意外な思いも実は私はしました。といいますのはね、今伺って、いろいろな調べた中でね、これが妥当ということが正しいかどうか、でも私、そこまでは分からないんですね。調べるというまでの期間ではなかったと思うんですね。ただ、私、大変町長に本当に申し訳ないんですけども、2,900万円ですね、4,700万円から1,800万円で、2,900万円という財政に負担をかけたということは事実ですし、そうしたときに、こんなふうに妥当ということを経務課長とかもお調べになったでしょうけれども、そのときにですね、町長がもう太っ腹で、もう10パーセントもよろしい、そしてその1か月じゃなくて2か月とか、例えばね、1か月じゃなくて3か月というふうなことのようなことは町長、なかったんですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほど経務課長の説明でもありましたように、この手の審査にはですね、分限処分、あるいは懲戒処分、その他の措置というふうなことでですね、大きく3つに分かれるわけございまして、それぞれの範疇に照らし合わせてどこに該当するかと、そういう部分が基本になります。これは国の人事院規則の中でも大きな方向性が示されておりまして、全国的にそういう考え方を踏襲をしておるということをまず前提としてご理解をいただければということでございます。

今回の部分については、分限処分とか、懲戒処分に該当する事案ではなくて、その他の措置というようなことで、いわゆる故意にやったわけではないと、あと法律に違反しているわけではないと、そういうふうな点に照らし合わせたときにですね、いわゆるそのミスをですね、事務ミスの部分を自治体のトップとしてどこまで責任を取るべきかというのは先ほど言ったように、全国を調べてみても、そう事例は判明している部分は少のうございます。ですから、先ほど昨年同時期にあったような町のこの医療費絡みの関係もしかりでございまして、他の自治体でもいろいろとこの取扱いについては、いろいろな角度から検討されてお決めになる。我々も同じでございまして。ただ、最終的にははっきり言って、どんなものかなというのは議員ご指摘のような部分も含めてございまして。そういうふうな意味で顧問弁護士にも参考意見を伺ってみようというふうなことで、あえてそこまでしているわけでございますので、そういう前後の関係をですね、ぜひご理解を賜ればありがたいなというふうに思うところでございます。

言っちゃなんですけれども、はっきり言って太っ腹でというわけにはなかなか行きません。それは町の1つの前例にもなりますし、全国の自治体に対しての関係もやっぱり多少なりともございまして、そこはやはり常識的な判断をぎりぎりの判断をですね、した中でのこういう内容になっているということでご理解を賜ればというふうに思います。

6 番（高橋眞理子君）はい。そういったようなご説明をですね、このご説明があったかないかなんだと思うんです。私においては、そういう説明が欲しかったというふうに今残念に思っております。それであまり事例がなかったということもおっしゃいましたよね、事例がない中で今回このようにお決めになったということでございまして、その辺も含めてやはり説明いただきましたかったというのが今の私の思いでございまして。以上です。

議 長（岩佐哲也君）そのほか質疑。

9 番（岩佐孝子君）はい。あまり事例がなかったというんですが、やはりトップの思いが必要だと思えます。東東京市ではですね、特別職の3人が不適切な事務執行、これは先ほどの医療費とかの部分の不適切な事務執行というようなことで60パーセントですね、市民の方々に迷惑を非常にかけたというふうな思いで、市長は60パーセント、副町長は50パーセント、教育長まで行ったんですね、そんな形でやっております。そこまでは必要がないんじゃないかということで、議会からとかも出たそうですけれども、自分としてはきちんとしたけじめをつけながら、市民の方々にきちんとした説明をしたいというような思いからそのようなことで可決をしていただいたようです。そういうことからしたらですね、やはり重大性をきちんと認識しているかどうかには私がかかると思えます。その辺についてはどのように、今ではちょっとね、今の回答では総務課長に回答させて、ここで頭を下げるということもなかったですね。事の重大性をどのように受け止めていたのでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。まず、頭云々かんぬんにつきましては、私、今日の追加提案理由の中で副町長ともども、頭を下げさせていただきましてを改めてご理解をいただければというふうに思います。

今他の自治体での事例も紹介いただきましたけれども、いずれの場合も中身次第だというふうに思いますので、それは1つの事例として、それなりに受け止めなくちゃない事例内容だったのかなと、ただ、それにプラスアルファの部分がかしたら今の岩

佐議員の説明ですとあるのかなというふうには感じる部分はございます。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）これで質疑を終わります。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから、議案第66号山元町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第66号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第13．議発第2号を議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。11番菊地康彦君登壇願います。

11番（菊地康彦君）はい、議長。それでは議発第2号米の需給対策及び令和3年産米価下落に伴う支援策を求める意見書につきまして説明を申し上げます。

このことについて、別紙のとおり、地方自治法第112条第1項及び山元町議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

提案理由です。新型コロナウイルス感染症の拡大を背景に、国産米の需要が著しく減少し、過大な在庫が生じたことによって令和3年産の米価は全国的に大幅な下落となった。よって、生産現場は苦境に立たされ、営農意欲の減退、離農等が危惧されることから、米の需給環境改善による所得確保と経営安定を図り、稲作農家及び担い手経営体が将来の水田農業経営を展望できるよう万全の対策を講じるよう強く要望するものであります。

なお、詳細につきましては、別紙意見書（案）をご参照いただきたいと思います。

山元町議会議長 岩佐哲也殿

令和3年12月9日

提出者 菊地康彦

賛成者 岩佐秀一

以上でございます。

議長（岩佐哲也君）これから提出者に対する質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから、議発第2号米の需給対策及び令和3年度産米価下落に伴う支援策を求める意見書を採決します。

お諮りします。

1 1 番菊地康彦君から提出されたとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議発第2号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）日程第14．委発第3号を議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。議会運営委員会委員長伊藤貞悦君登壇願います。

議会運営委員会委員長（伊藤貞悦君）はい、議長。それでは、委発第3号山元町議会会議規則の一部を改正する規則につきまして説明を申し上げます。お手元資料をご覧くださいと思います。

このことについて、別紙のとおり山元町議会会議規則第13号第3項の規定により提出いたします。

起案理由です。議員活動と家庭生活との両立支援策並びに男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など、議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護など、議会への欠席事由を整備するとともに、出産については、産前産後の欠席期間を規定し、また、請願者の利便性の向上を図るため、請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改めるため、提案するものです。

なお、詳細については別紙議案等をご参照いただきたいと思います。

そのほかに議案書の中には期間等々のページもされておりますので、そのことをご確認いただきたいと思います。

山元町議会議長 岩佐哲也殿

令和3年12月9日

提出者 議会運営委員会委員長 伊藤貞悦

以上でございます。

議長（岩佐哲也君）これから提出者に対する質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから、委発第3号山元町議会会議規則の一部を改正する規則を採決しま

す。

お諮りします。

議会運営委員会から提出されたとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

委発第3号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）日程第15．閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から山元町議会会議規則第74条の規定により、お手元に配布のとおり、継続調査の申し出が提出されております。

お諮りします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

議長（岩佐哲也君）日程第16．議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

お手元に配布のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

ただいまお諮りしましたとおり議員派遣の件は可決されました。

お諮りします。

ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するようときには、その取扱いを議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。変更を要するときの取扱いは議長一任とすることに決定いたしました。

議長（岩佐哲也君）日程第17．委員会審査期限延期の件を議題とします。

議案第55号並びに議案第56号の審査については、各常任委員会に審査を付託し、今会期中に審査を完了するよう期限をつけましたが、各常任委員会委員長から、山元町議会会議規則第45条第2項の規定により、お手元に配布のとおり、審査期限延期要求書が提出されております。

お諮りします。

各常任委員会委員長からの要求のとおり、次回定例会令和4年第1回山元町議会定例会まで審査期限を延期することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

各常任委員会委員長からの要求のとおり議案第５５号山元町犯罪被害者等支援条例並びに議案第５６号山元町健康スポーツ推進条例の審査については、この審査期限を次回定例会令和４年第１回山元町議会定例会まで延期することに決定いたしました。

議長（岩佐哲也君）これで、本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和３年第４回山元町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後５時４６分 閉 会
